

地域の福祉サービスを 維持・継続していくために

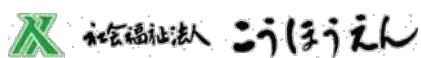
令和8年1月15日

社会福祉法人 こうほうえん

廣江 晃

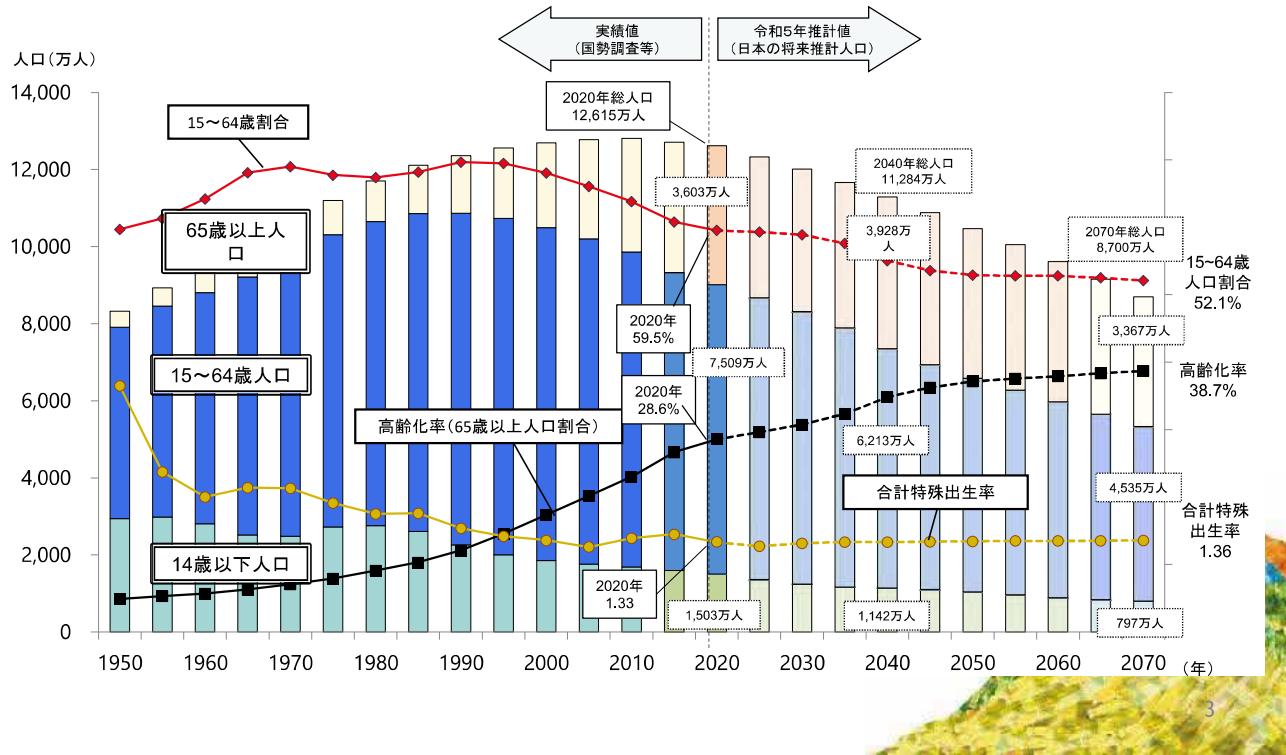


1. 人口動態と将来推計



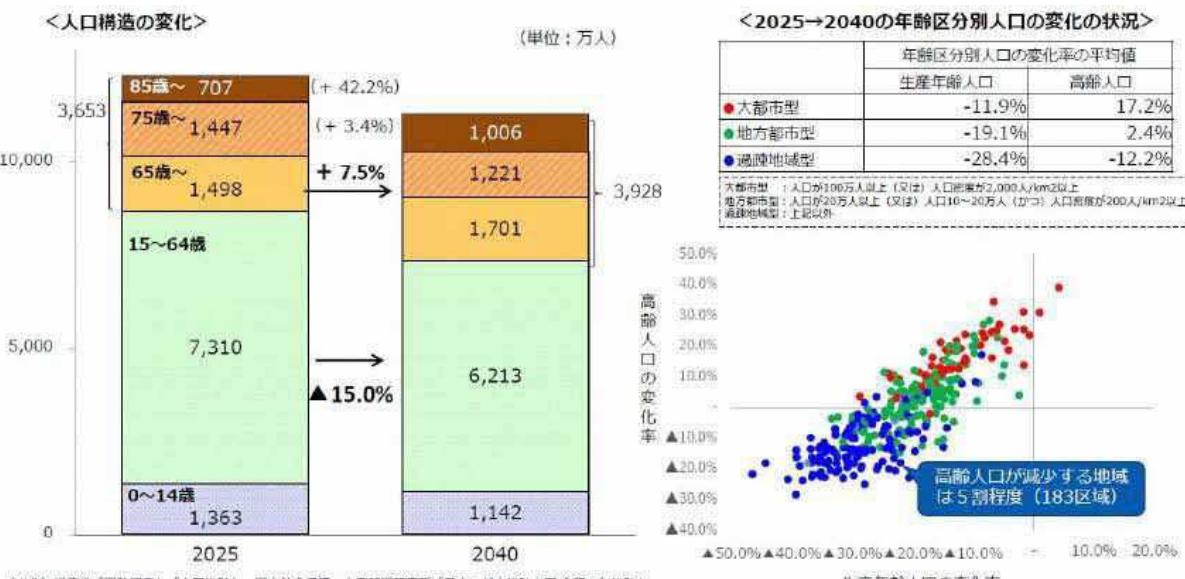
日本の人口の推移

- 日本の人口は近年減少局面を迎えており、2070年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は39%の水準になると推計されている。



2040年の人口構成

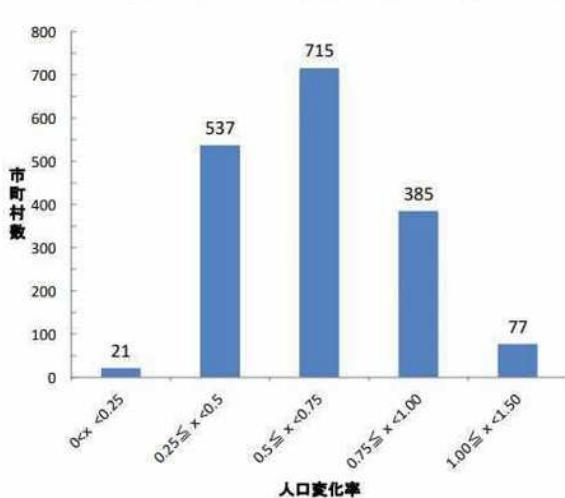
- 2040年には、85歳以上人口を中心とした高齢化と生産年齢人口の減少が見られる。
- 地域ごとに見ると、ほぼ全ての地域で生産年齢人口は減少し、都市部では高齢人口が増加、過疎地域では高齢人口は減少する。



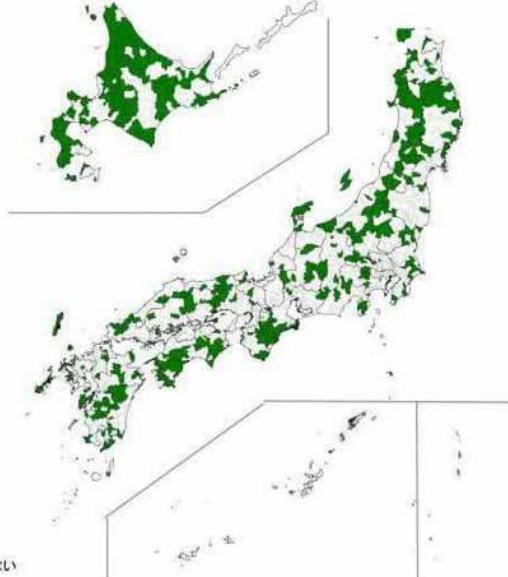
人口減少の地域差

- 市区町村別にみると、**558市町村（全市区町村の約3割）**が人口半数未満になり、そのうち21市町村が25%未満となる。
- 特に、人口が半減する市町村は**中山間地域**等に多く見られる。

2015年人口に対する2050年人口の変化率別市区町村数



2050年までに人口半数未満となる市区町村の分布



(注)分析対象には、福島県富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村は入っていない

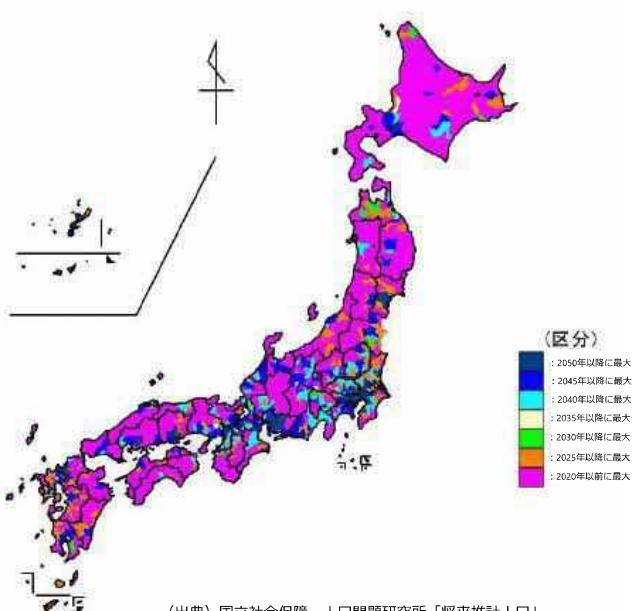
(備考)1. 総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局推計
2. 国土数値情報500mメッシュ(4次メッシュ)の中心点が市町村区域の内側に位置するメッシュを当該市町村に属するメッシュとして集計。

(資料出所) 国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」(令和3年6月)

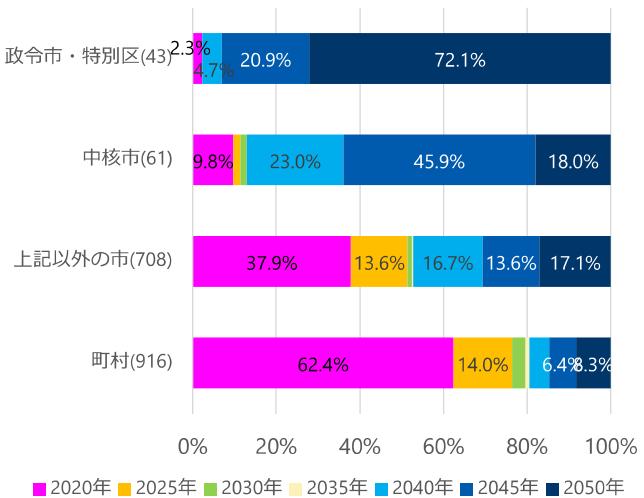
65歳以上人口の将来推計①（65歳以上人口が最大となる年）

- 将来推計人口によれば、65歳以上人口は、847市町村(49%)では2020年以前に既にピークを迎えており、都市部を中心に239市町村(14%)では2040年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 65歳以上人口がピークとなる年は、政令市・特別区・中核市では2040年以降に迎えると見込まれるのに対し、他の市町村の65%(1,064市町村)では2025年までに迎えると見込まれる。

65歳以上人口が最大となる年



65歳以上人口が最大となる年（市町村区分別）

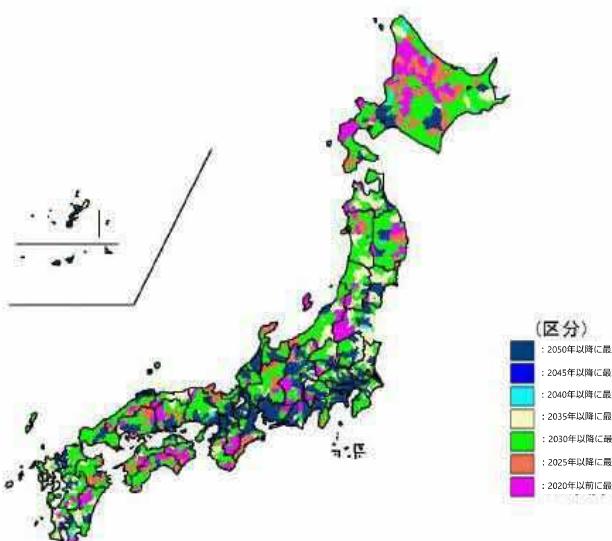


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」

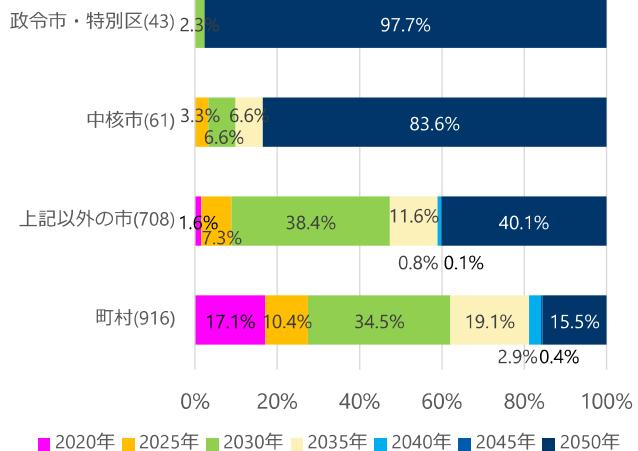
75歳以上人口の将来推計①（75歳以上人口が最大となる年）

- 将来推計人口によれば、75歳以上人口は、2020年以前に既にピークを迎えていたのは168市町村(9.7%)であり、都市部を中心とした519市町村(30.0%)では2050年以降にピークを迎えることが見込まれる。
- 75歳以上人口がピークとなる年は、政令市・特別区・中核市では2050年以降に迎えると見込まれるのに対し、その他の市町村の71%(1,160市町村)では2035年までに迎えると見込まれる。

75歳以上人口が最大となる年



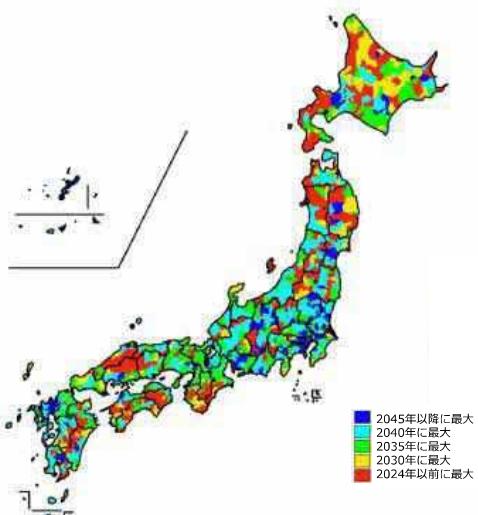
75歳以上人口が最大となる年（市町村区分別）



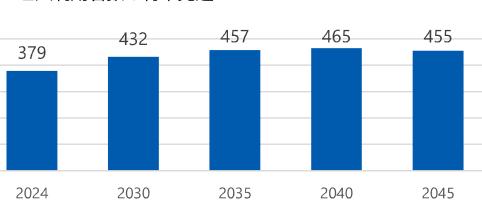
介護サービス需要の変化①（在宅サービス）

- 各市町村が作成した第9期介護保険事業計画によれば、全国における在宅サービスの利用者数は2040年にピークを迎えると見込まれる。
- 保険者によって在宅サービス利用者数が最大となる年は様々であるが、既に2024年までに313(19.9%)の保険者がピークを迎え、2035年までに906(57.6%)の保険者がピークを迎えると見込まれる。

在宅サービス利用者数が最大となる年



在宅サービス利用者数の将来見込



在宅サービス利用者数が最大となる年と2040年までの増加率

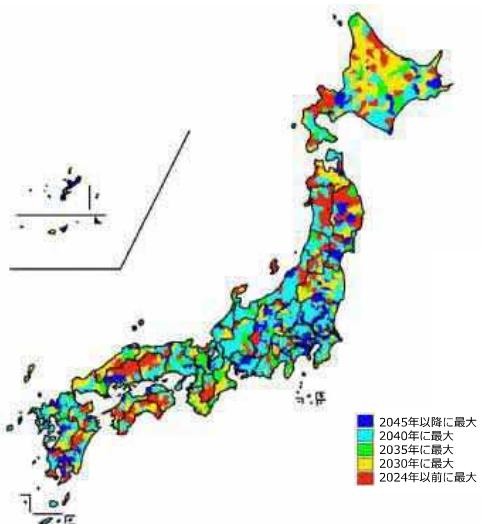
	2024以前	2030	2035	2040	2045以降	2040までの増減率	既にピーク	今後ピーク
政令市・特別区 県庁所在地	—	—	15 (20.3%)	27 (36.5%)	32 (43.2%)	—	—	26.6%
市（上記を除く）	67 (9.8%)	59 (8.6%)	221 (32.4%)	222 (32.5%)	114 (16.7%)	△5.7%	—	21.8%
町村（広域連合含む）	246 (30.1%)	138 (16.9%)	160 (19.6%)	195 (23.9%)	77 (9.4%)	△11.6%	—	14.9%
(再掲)三大都市圏	2 (0.7%)	20 (6.6%)	123 (40.5%)	70 (23.0%)	89 (29.3%)	△4.4%	—	26.0%
(再掲)三大都市圏以外	311 (24.5%)	177 (13.9%)	273 (21.5%)	374 (29.5%)	134 (10.6%)	△7.5%	—	20.2%

※「在宅サービス利用者」は、介護予防支援、居宅介護支援、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の1月あたり利用者数の合計
※「三大都市圏」は、東京圏（東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、名古屋圏（名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）、関西圏（京都府、大阪市、堺市、神戸市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村）
(出典) 第9期市町村介護保険事業計画において各市町村が算出した推計値に基づき作成

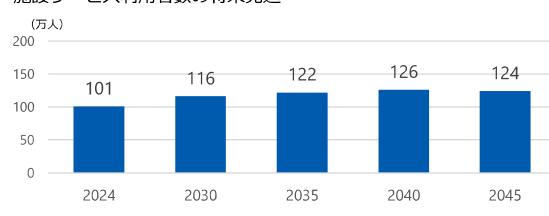
介護サービス需要の変化②（施設サービス）

- 各市町村が作成した第9期介護保険事業計画によれば、全国における施設サービスの利用者数は2040年にピークを迎えると見込まれる。
- 保険者によって施設サービス利用者数が最大となる年は様々であるが、既に2024年までに256(16.3%)の保険者がピークを迎え、2035年までに762(48.4%)の保険者がピークを迎えると見込まれる。

施設サービス利用者数が最大となる年



施設サービス利用者数の将来見込



施設サービス利用者数が最大となる年と2040年までの増加率

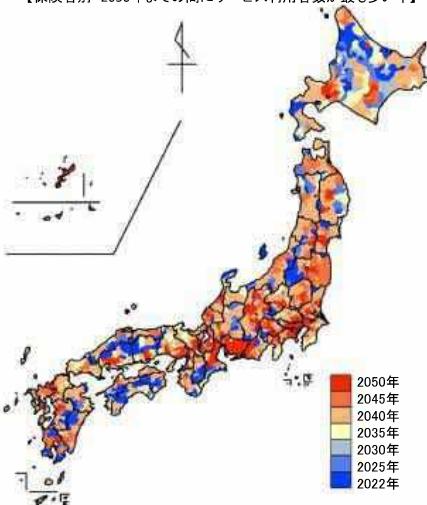
	2024以前	2030	2035	2040	2045以降	2040までの増減率	現にピーク	今後ピーク
政令市・特別区 県庁所在地	-	4 (5.4%)	8 (10.8%)	30 (40.5%)	32 (43.2%)	-	-	29.6%
市(上記を除く)	67 (9.8%)	92 (13.5%)	97 (14.2%)	296 (43.3%)	131 (19.2%)	△5.7%	△	27.8%
町村(広域連合含む)	189 (23.2%)	200 (24.5%)	105 (12.9%)	235 (28.8%)	87 (10.7%)	△10.1%	△	25.2%
(再掲)三大都市圏	3 (1.0%)	14 (4.6%)	71 (23.4%)	129 (42.4%)	87 (28.6%)	△2.4%	△	34.8%
(再掲)三大都市圏以外	253 (19.9%)	282 (22.2%)	139 (11.0%)	432 (34.0%)	163 (12.8%)	△7.7%	△	23.8%

※「施設サービス利用者」は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設の1月あたり利用者数の合計
※「三大都市圏」は、東京圏(東京都特別区、さいたま市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村)、名古屋圏(名古屋市及び同市に対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村)、関西圏(京都府、大阪府、堺市、神戸市及びこれらに対する通勤・通学10%圏に含まれる市町村)
(出典) 第9期市町村介護保険事業計画において各市町村が算出した推計値に基づき作成

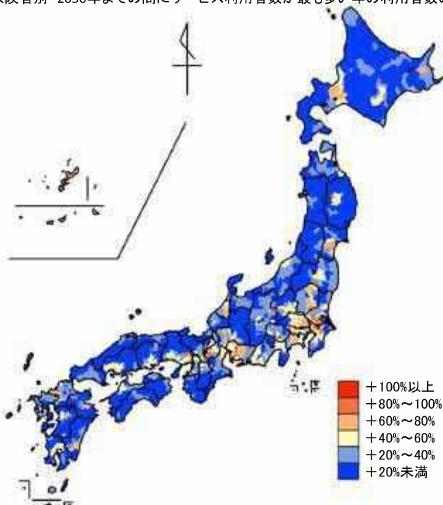
保険者別の介護サービス利用者数の見込み

- 各保険者における、2050年までの間でサービス利用者数が最も多い年
- また、最も利用者数が多くなる年の利用者数の2022年の利用者数との比(増加率)をみると、+20%未満の保険者(約44%)が多い一方で、+60%以上となる保険者(約13%)も存在する。

【保険者別 2050年までの間にサービス利用者数が最も多い年】



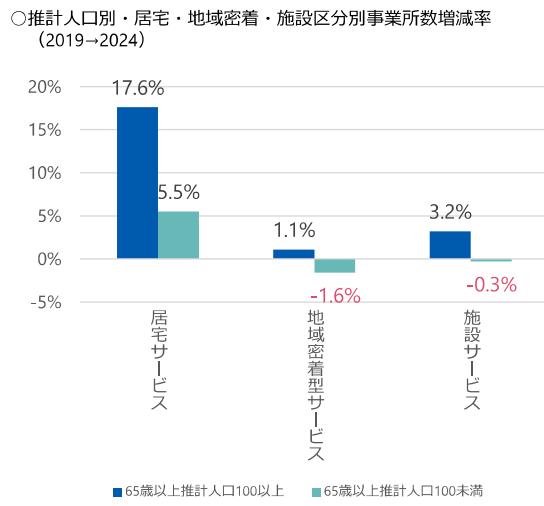
【保険者別 2050年までの間にサービス利用者数が最も多い年の利用者数の増加率】



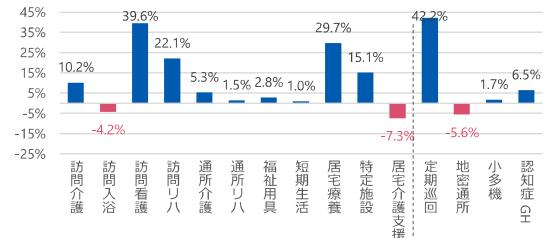
※ 2022年12月(10月サービス分)介護保険事業状況月次報告(厚生労働省)、2022年度介護給付費等実態調査(厚生労働省・老健局特別集計)から、保険者別の年齢階級別・サービス類型別・要介護度別利用率を算出し、当該利用率に推計人口(日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)(国立社会保障・人口問題研究所)を乗じて、2022年以降5年毎に2050年までの保険者別の推計利用者数を作成。

足下の事業所増減率（2040年の65歳以上推計人口の増加/減少別）

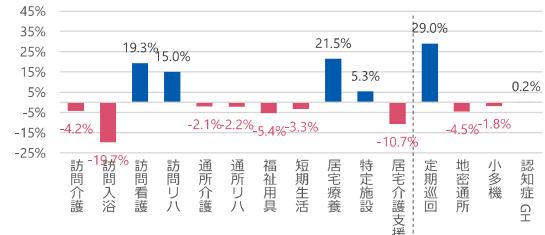
- 2040年における65歳以上推計人口が2020年と比較して増加又は減少により分類し、それぞれに該当する市町村内に所在する事業所数の増減率を比較。（2019年と2024年の事業所数を比較）
- 推計人口が100以上の市町村では、訪問入浴、居宅介護支援、地密通所を除き増加。一方で、推計人口が100未満の市町村では、居宅サービスのうち医療系は増加、福祉系はいずれも減少。



○推計人口別・サービス別事業所数増減率（2019～2024）
(2040年における65歳以上推計人口が2020年比で**100以上**の市町村)



(2040年における65歳以上推計人口が2020年比で**100未満**の市町村)



（出典）市町村別の事業所数は、厚生労働省「介護給付等実態統計」（各年1月サービス提供分）の任意集計により、請求事業所数を事業所所在市町村別に集計したもの。
2040年における65歳以上推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」

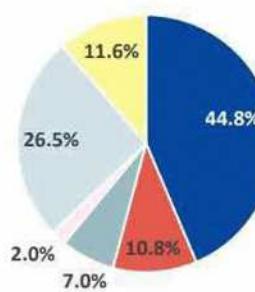
35

特別養護老人ホームの稼働状況

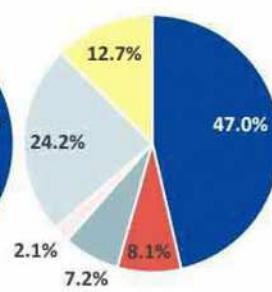
- 市町村における特別養護老人ホームの稼働状況をみると、半数近くの市町村が「基本的に全ての施設で満員」と回答している一方、一部の市町村は「施設や時期によっては空きがある」と回答している。

市町村における特別養護老人ホームの稼働状況

広域型（N=945）



地域密着型（N=945）



（資料出所）※「特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究」（令和4年度老人保健健康増進等事業）

36



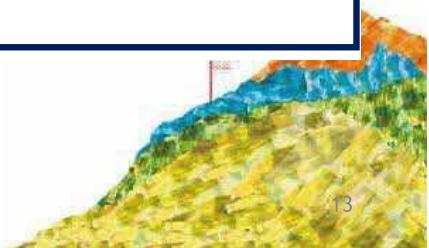
「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 中間とりまとめ（案）

2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築



社会福祉法人 こうとうえん



2. 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会



社会福祉法人 こうとうえん



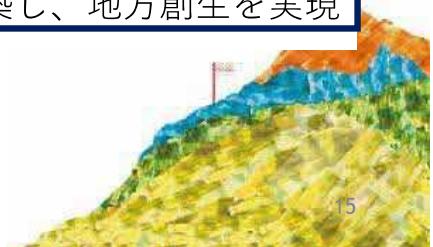
「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

中間とりまとめ（案）

基本的な考え方

- ① **「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **介護人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生**

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現



「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

中間とりまとめ（案）

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
 - （配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等）
- ・地域の介護を支える法人への支援
- ・社会福祉連携推進法人の活用促進

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応・包括的住宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保。
将来の需要減少に備えた準備と対応



「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

中間とりまとめ（案）

（2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ 地域における人材確保のプラットフォーム機能の充実等
- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進



「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会

中間とりまとめ（案）

（3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進





2040年に向けた中山間地域対策

(現状と課題)

介護事業所が様々なサービスを提供するに当たっては、それぞれの配置基準等を満たす必要がある。中山間・人口減少地域においては、生産年齢人口の減少が全国に比して進んでおり、専門職等の人材確保が困難な中、人員基準を満たすことが困難となり、必要なサービス提供体制の維持・確保が難しくなっているケースが生じている。

現行制度において、居宅介護等においては、特例介護サービスとして、基準該当サービス、離島等相当サービスがある



社会福祉法人 こうとうえん



2040年に向けた中山間地域対策

- 中山間・人口減少地域を対象にサービス自体の維持・確保のために必要な場合への特例的な対応として、人材確保を重点的に行うことや、生産性向上（ICT活用等）の方策など、他の必要な施策を講じた上で、指定要件の緩和を検討する。

(必要事項)

- ・ICT機器の活用や、同一法人の併設事業所間などサービス・職種間で必要な連携体制が確保されていることを前提として、管理職や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件を緩和する
- ・市町村の適切な関与・確認や、配置職員の専門性への配慮を行う



社会福祉法人 こうとうえん

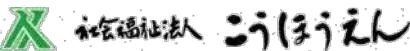


2040年に向けた中山間地域対策

新たな類型案

【新たな類型案のイメージ】

	指定サービス	特例介護サービス		
		基準該当サービス	離島等相当サービス	新たな類型案
地域	全国（地域限定なし）	全国（地域限定なし）	厚生労働大臣が定める地域（告示）	中山間・人口減少地域
指定・登録	指定権者による指定	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録	市町村等（保険者）に登録
人員配置基準	国で定める基準に従い都道府県等が条例で規定	国で定める基準（指定サービスより緩和）に従い都道府県等が条例で規定	規定なし	国で定める基準（基準該当サービスと同等又は緩和）に従い、都道府県が条例で規定 ※ 職員の負担や質の確保への配慮が前提 ※ 地域密着型については市町村が規定
報酬	全国一律の介護報酬	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	全国一律の介護報酬を基準に市町村等で設定	地域の実情に応じた包括的な評価の仕組みの設定も可（論点③参照）
類型	居宅・施設サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等	居宅サービス等+α（次々頁参照）



2040年に向けた中山間地域対策

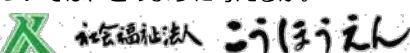
【対象サービスの範囲】

- 新しい類型の特例介護サービスについて、現行の特例介護サービス（基準該当サービス・離島等相当サービス）で実施されている居宅サービス等（※）だけではなく、地域密着型サービスや施設サービスを対象にすることも考えられるが、前頁に掲げた取組のほか、以下の留意点も踏まえて、どのように考えるか。

（※）現行の基準該当サービスの対象は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与、居宅介護支援。特定施設入居者生活介護等は対象外。

	現行制度		新しい類型の特例介護サービスの対象にする場合の留意点等
	基準該当サービス	離島等相当サービス	
居宅サービス	対象 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与)	対象	—
地域密着型サービス	対象外	対象 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村ごとの制度であり、市町村単位で適切に質の確保を確認する仕組みを講じることが必要ではないか。
施設サービス	対象外	対象外	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型と異なり、広域サービスであるため、市町村間の調整プロセスを適切に設定する必要があるのではないか。 施設系サービスは24時間対応が必要な中、個々の職員の負担増につながる懸念もあり、例えば、中山間地域等においてサービス・事業所間での連携を実施した上で、なお必要な場合に限る等とするべきか。

- また、上記の議論と併せて、地域限定のない現行の基準該当サービスや離島等相当サービスの対象を居宅介護等から広げることについても、どのように考えるか。



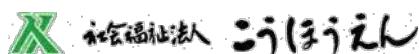


2040年に向けた中山間地域対策

(現状と課題)

中山間・人口減少地域において、特に訪問系サービスでは、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きく、また、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小、季節による繁閑の激しさなどから、年間を通じた安定的な経営が難しく、サービス基盤の維持に当たっての課題となっている状況である。

具体的な報酬設計については、利用者像ごとに複数段階の報酬区分を設定することや、支給限度額との関係性にも配慮しつつ包括化の対象範囲を設定するなど、きめ細かな報酬体系とする方向で丁寧に検討を進めることが必要ではないか。



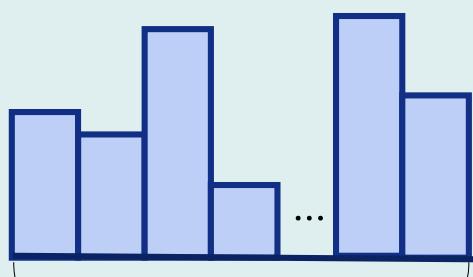
23

<包括化の対象範囲として考えられるイメージ（案）>

※一例としては、以下のような方法が考えられるが、経営に与える影響、サービス提供に与える影響、モラルハザードの抑制など、様々な観点を踏まえつつ、介護給付費分科会において議論。

（現行：出来高報酬）

- ✓ サービス内容・提供時間に応じて回数単位・出来高で算定
- ✓ 各種加算は事業所の体制や利用者の状態に応じたサービス提供等を踏まえて回数単位・出来高で算定

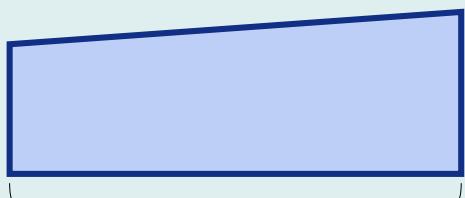


毎回の利用ごとに対応する報酬を算定

（包括報酬）

- ✓ 月単位・定額で算定（要介護度や事業者の体制を踏まえた多段階）
- ✓ 各種加算も大くりで包括化、簡素な仕組みに

※ 標準的な提供回数を超える分等は、別途算定



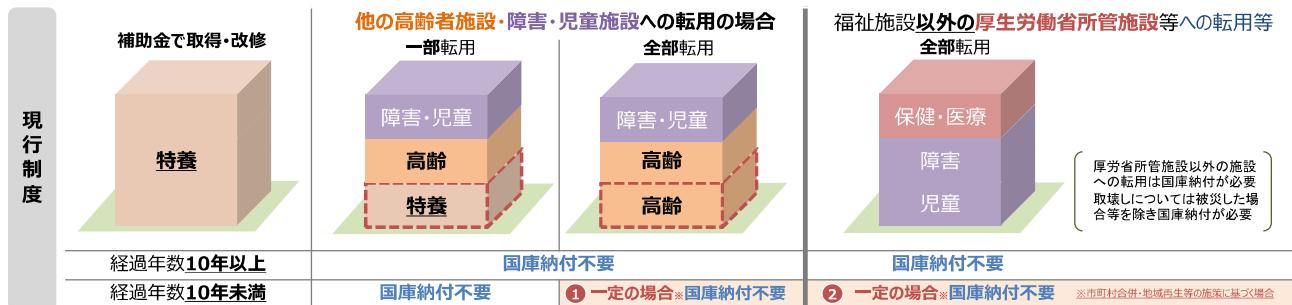
月当たりで定額の報酬を算定

24

地域の実情に応じた既存施設活用

論点に対する考え方

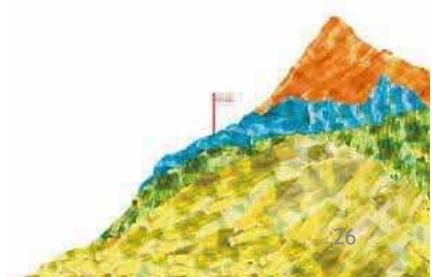
- 中山間・人口減少地域の既存資源を有効活用しながら、地域のサービス需要の変化に柔軟に対応するため、国庫補助により取得・改修等をした介護施設等を別の用途に供する際、一定の範囲内で国庫納付を求める特例を検討してはどうか。



- **中山間・人口減少地域の特例**として、介護サービス需要の変動に対応するため市町村等が計画的に行う転用については、市町村合併・地域再生等の施策に基づくものと同様に国庫納付を不要とする特例を設けてはどうか。
- その際、補助金の交付の目的に鑑み、高齢者施設への転用を基本とすることが適当という前提で、
- ① 例えは、経過年数10年未満の施設で、当初の事業を継続することが**介護保険事業計画等の達成に支障を生じるおそれがある場合**は、**高齢者施設への全部転用**（一部を障害・児童施設に転用する場合を含む。）を認めることが考えられるのではないか。
- ② さらに、高齢者人口の急減等、真にやむを得ない場合において、他の施設との統合等のため**高齢者事業を廃止する場合は、自治体、地域の事業者・関係者・住民との合意形成**を図った上で**介護保険事業計画等へ位置づける**ことを条件に、福祉施設以外の厚生労働省所管施設等への転用等を認めることが考えられるのではないか。
この場合、**厚労省所管施設以外の施設への転用や取壊し等**については、国庫補助がなされていることを踏まえた**検討が必要ではないか**。

25 12

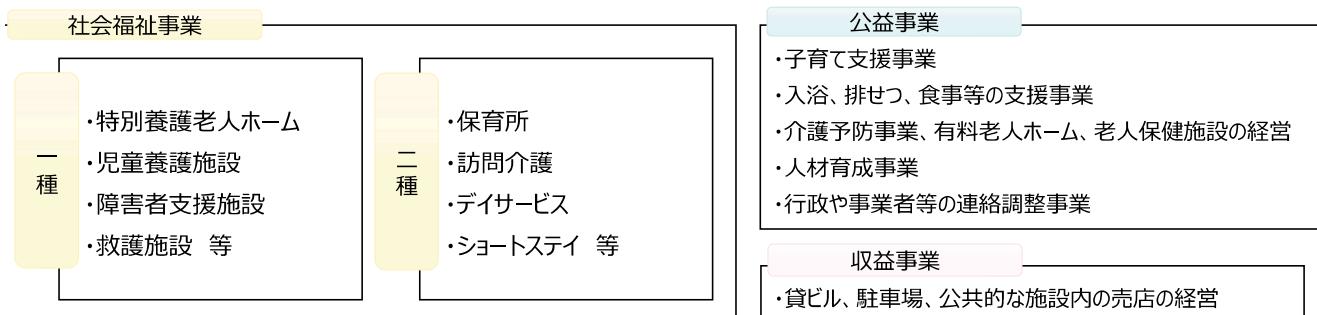
3. 社会福祉連携推進法人について



26

社会福祉法人制度とは

社会福祉事業を主たる目的として実施。他に、公益事業、収益事業を実施できる



※1 社会福祉法人が行う事業(法人税法上規定された収益事業を除く)による所得については、法人税は非課税

※2 社会福祉事業として行われる資産の譲渡等については、消費税は非課税

非営利法人として、①法人財産に持分なし ②剩余金の配当なし ③残余財産の分配なし

特徴

- 社会福祉事業を実施するために供された財産は、法人の所有となり、出資者の持分はない。
- 収益は、社会福祉事業又は公益事業のみに充当し、利益（剩余金）の配当はない。
- 残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者（最終的には国庫）に帰属。
- 所轄庁による措置命令、業務停止命令、役員解職勧告、解散命令に服する。

60

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

61

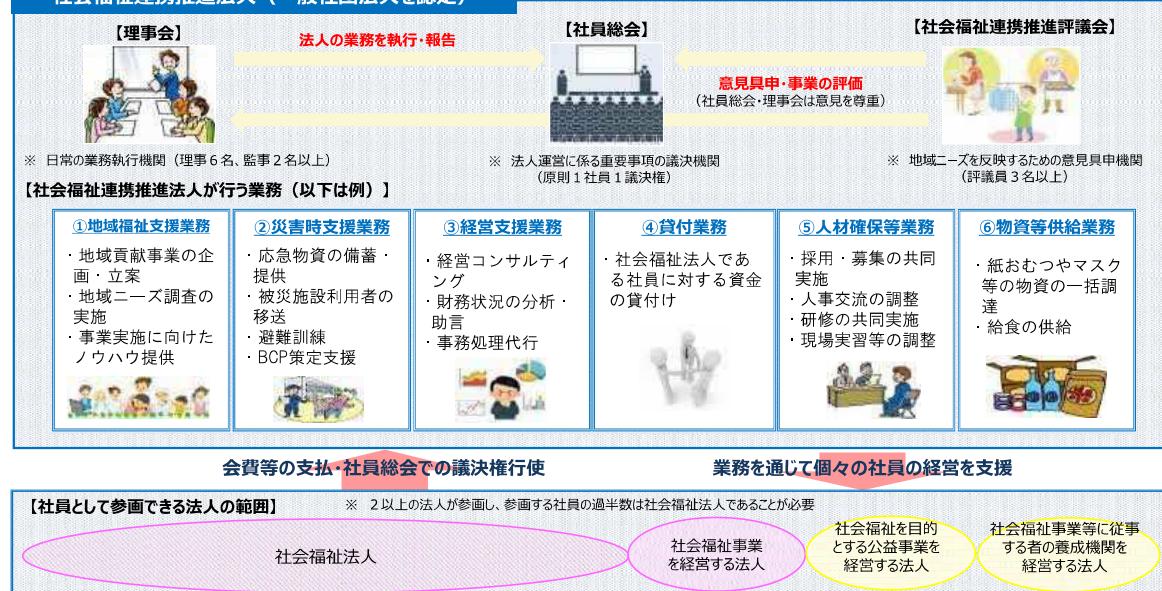
社会福祉連携推進法人について

○ 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。**(令和4年4月1日施行)**

○ 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。

⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



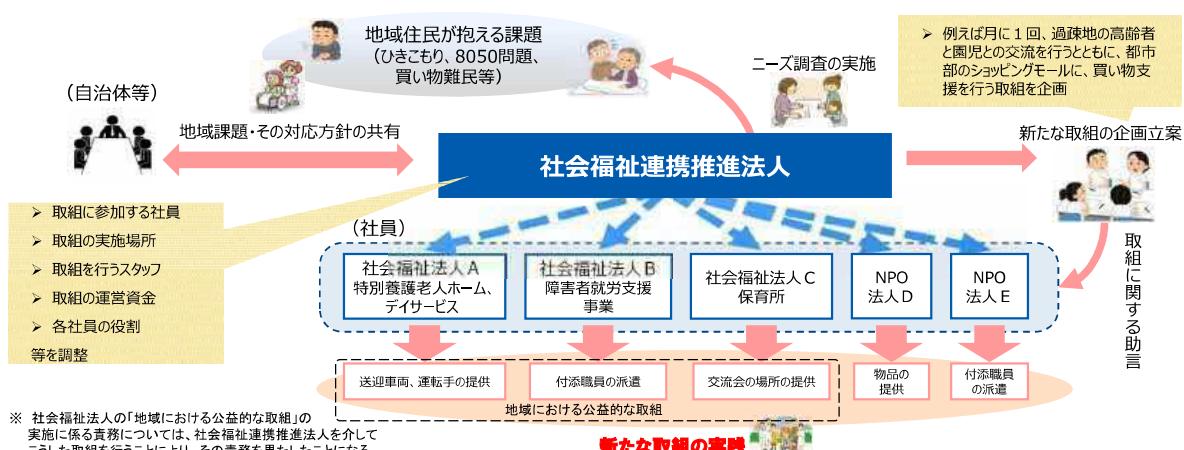
認定・指導監督
指定所轄庁（都道府県知事、市長（区長）、
厚生労働大臣のいずれか）

62

社会福祉連携推進法人による地域福祉支援業務のイメージ

- 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同して行うための支援」は、
- ・ 地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施
 - ・ ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供
 - ・ 取組の実施状況の把握・分析
 - ・ 地域住民に対する取組の周知・広報
 - ・ 社員が地域の他の機関と協働を図るための調整

等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

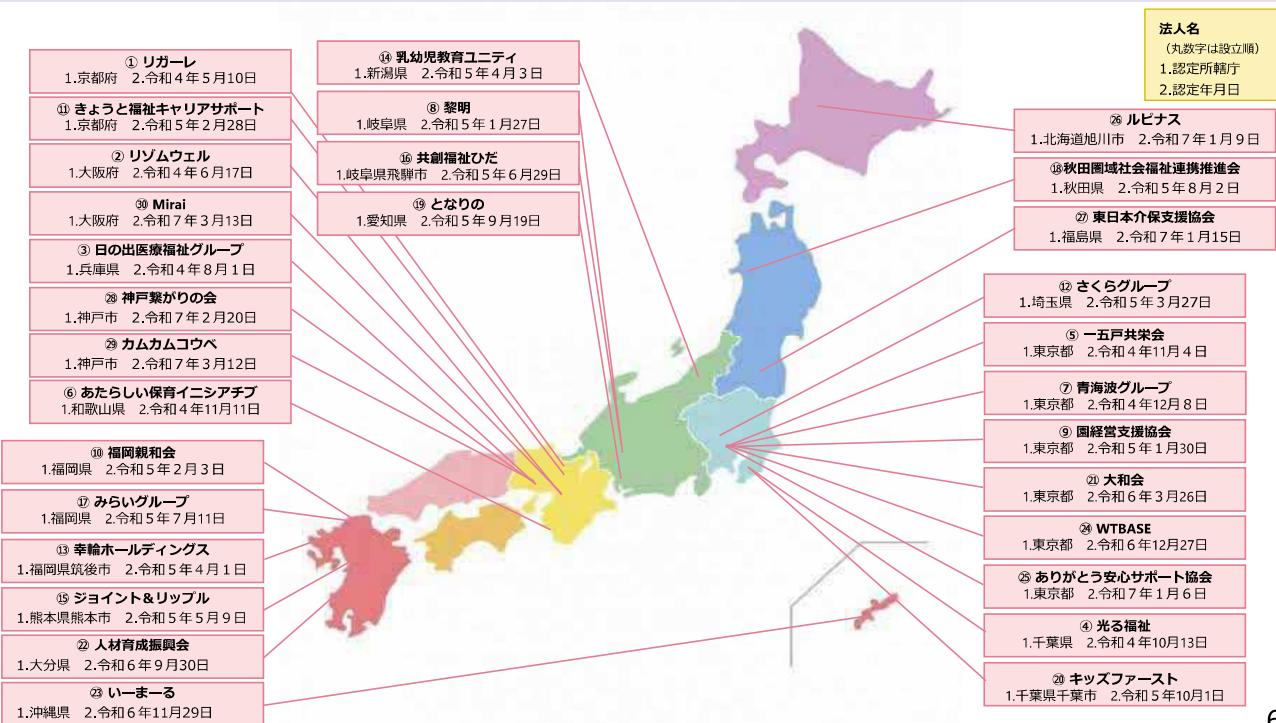
- ※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。
- ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること
 - イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

63

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和7年3月末現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**30法人**※。

※「社会福祉連携推進法人の認定を行った場合の情報提供について（依頼）」（令和4年3月14日社援基第0314第1号）により、認定所轄庁より情報提供された法人を掲載



64

私が中山間地域の社会福祉法人 の理事長なら

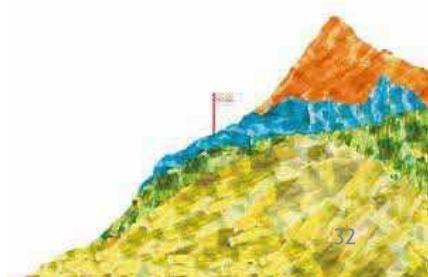
強みと弱みの分析（をした上ですが）

1. マルチタスク化

2. ICT化

3. 既存施設の有効活用

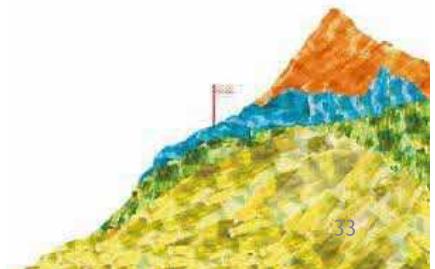
4. +α





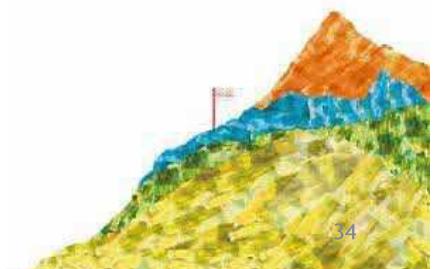
マルチタスク化

- ・ 小規模多機能施設はマルチタスクの先駆け
- ・ ヒントは旅館業
- ・ 農福連携もマルチタスク？
- ・ いわゆる 6 次産業化



ICT化

- ・ 介護現場では、記録ソフト、センサー、インカムが 3 種の神器（は少し言い過ぎかも...）
- ・ 生産性向上推進体制加算は待遇改善を取るためにには必須
- ・ ランニングコストや更新費用の課題はあるが職場環境は良くなる



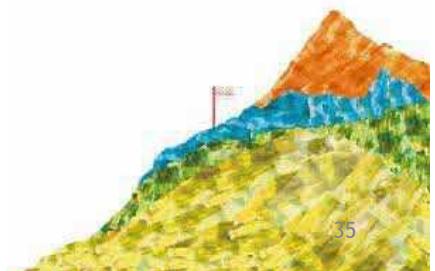


既存施設の有効活用

- ・建築費の高騰
- ・用途変更が比較的容易になってきた
- ・空き家・耕作放棄地対策もあわせて



社会福祉法人 こうほうえん



+α



社会福祉法人 こうほうえん



県内社会福祉法人の連携・協働について

地域福祉課 福祉基盤・指導監査スタッフ

説明内容

1. 各市町村の将来人口推計(別添資料①)
2. 小規模法人ネットワーク化協働推進事業
3. 現在進行中の社会福祉法人の連携

2. 小規模法人ネットワーク化協働推進事業

拡充

推進枠

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

社会・援護局福祉基盤課
(内線2871)

令和7年度概算要求額 4.5億円（3.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化やICT技術の導入を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。加えて、制度趣旨を踏まえて社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、他の連携推進法人の業務の参考となる先駆的な取組を支援し、社会課題に対する効果的な連携推進法人の取組みを促進する。
- また、これらの法人間連携のきっかけとなるよう、地方公共団体が主体となり、区域内の福祉課題解決を目的として社会福祉法人等が参加する関係者会議を開催する経費を新たに補助する。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要であるため、これを推進する。
- 実施主体：都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）・町村
- 補助率：定額補助



メニュー	
1. 社会福祉法人等関係者会議開催事業	① 区域内の福祉課題解決を目的とした関係者会議の開催（1会議あたり1,000千円）【拡充】 ② 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援（1回限り、1,500千円）【単価拡充】 → 円滑に法人の設立を行うための設立準備会や合同研修会を行う。
2. 社会福祉連携推進法人設立支援事業 ※②③のいずれか又は両方を実施	③先駆的な社会福祉連携推進業務の企画立案・実施（1回限り、上限1,000千円）【拡充】 → 社会福祉連携推進法人に期待される取組であって、以下のような先駆的な取組と経営効率化の取組※を行う場合に補助する。 ➢社員施設における外国人材の受け入れ支援や社員法人における山脈型キャリアモデル構築支援 ➢地域課題を踏まえた法人後見の実施 ※計画に基づくICTの活用等による経営効率化のための取組（効率化計画の策定・実施後の評価・公表を必須とする。）
3. 法人間連携プラットフォーム設置運営事業 ※④⑤は必須メニュー、⑥⑦の実施は任意	④各法人の強みを活かした地域貢献のための協働事業 →地域課題の解決を図るための取組を立ち上げ、試行する。 ⑤福祉・介護人材の確保・定着に向けた連携の推進 →合同研修会や人事交流等を通じ、人材の確保・定着を図る。 ⑥参画法人の事務処理部門の集約・共同化の推進（1回限り、3,200千円） ⑦ICT技術導入支援（1回限り、2,000千円） → プラットフォームの取組を効果的・効率的に行うため、ICT技術を導入する。

50

概要

- ・平成30年度から小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、社会福祉法人等による法人間連携プラットフォーム(以下、「PF」という。)の設置及びPFにおける協働事業の立ち上げに向けた取り組みに対し補助を行っている。
- ・また、令和4年度からは社会福祉連携推進法人の設立を促進するための設立支援事業も実施している。
- ・補助基準額は、1団体150万～200万円(国10/10)
- ・過去実績については、別紙資料②のとおり

実施団体からのアンケート結果

- ・今年度、過去補助金を利用した9団体(今年度継続実施予定の団体を除く)に対してアンケートを実施した。
- ・PFの継続状況については、法人合併をしたPFを除き8団体が継続している。
- ・現在も継続している8団体のうち7団体については、何らかの形で当時実施していた事業を現在も実施している。
- ・主な実施事業は、「住民の方々の相談窓口」や「職員研修」、「生活困窮者支援」、「災害時に備えた体制づくり」など
- ・5団体については、市町村行政と関わりをもっている。

2. 現在進行中の社会福祉法人の連携

県内社会福祉法人の社会福祉連携推進法人への関わり

- ・現在、県内に本部を置く社会福祉連携推進法人はないが、県内の法人が他県の社会福祉連携推進法人に参加している事例がある。

◆愛耕福祉会(雲南市)

参加連携推進法人:あたらしい保育イニシアチブ(和歌山県)

業務内容:人材募集や研修の合同実施、物資の共同購入など

◆吉賀町社会福祉協議会

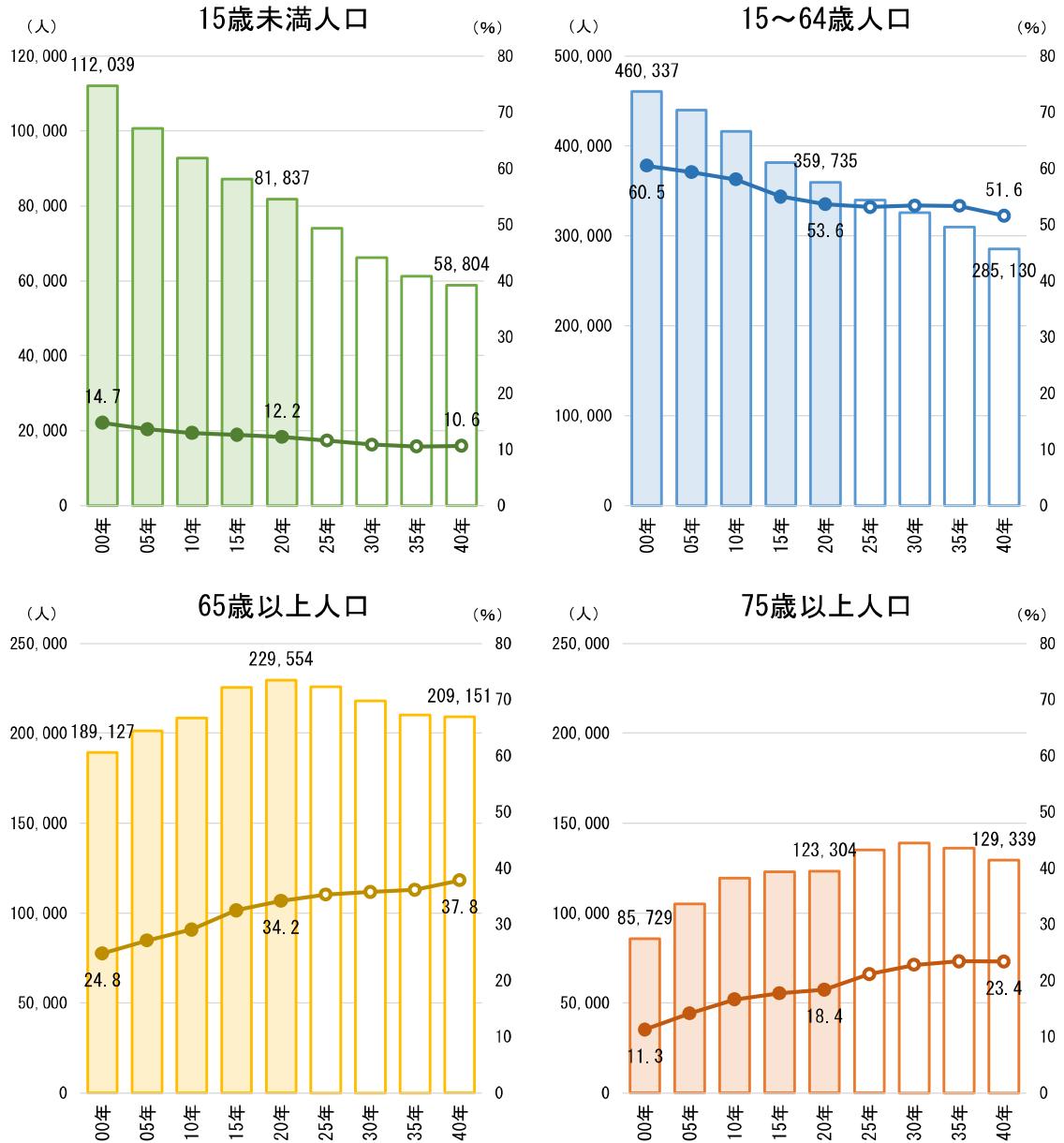
参加連携推進法人:ありがとう安心サポート協会(東京都)

業務内容:「災害時相互支援調整業務」、「人材シェアリング」など

別添資料①

島根県

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



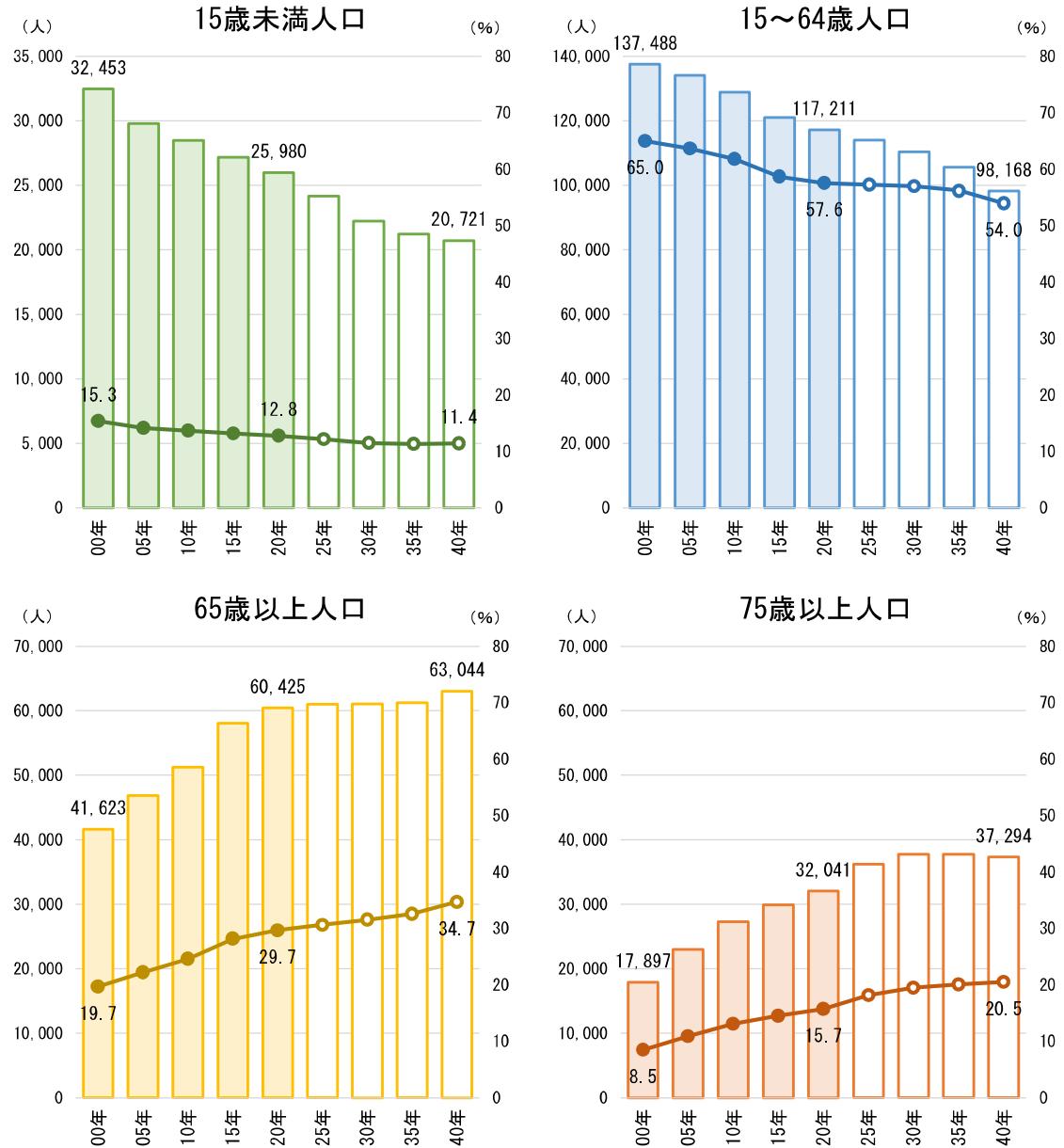
西暦	人口 (人)				年齢別割合 (%)					
	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上		
国勢調査	00年	761,503	112,039	460,337	189,127	85,729	14.7	60.5	24.8	11.3
	05年	742,223	100,692	440,128	201,403	105,021	13.6	59.3	27.1	14.1
	10年	717,397	92,687	416,258	208,452	119,340	12.9	58.0	29.1	16.6
	15年	694,352	87,157	381,699	225,496	122,951	12.6	55.0	32.5	17.7
	20年	671,126	81,837	359,735	229,554	123,304	12.2	53.6	34.2	18.4
将来推計	25年	639,610	73,998	339,741	225,871	135,217	11.6	53.1	35.3	21.1
	30年	610,073	66,181	325,738	218,154	139,026	10.8	53.4	35.8	22.8
	35年	581,453	61,204	310,058	210,191	136,158	10.5	53.3	36.1	23.4
	40年	553,085	58,804	285,130	209,151	129,339	10.6	51.6	37.8	23.4

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で案分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

松江市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



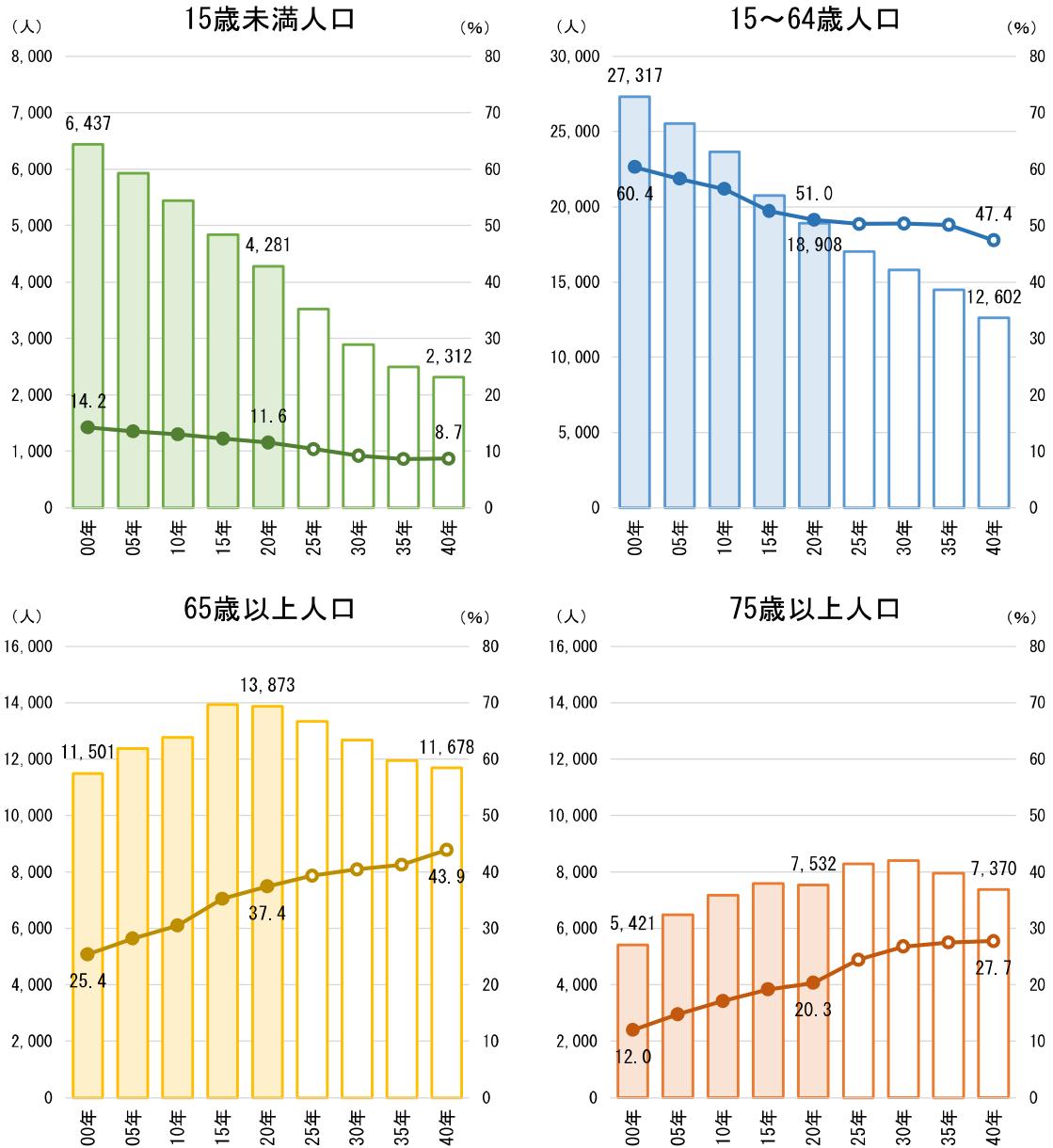
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)				
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	
国勢調査	00年	211,564	32,453	137,488	41,623	17,897	15.3	65.0	19.7	8.5
	05年	210,796	29,814	134,159	46,823	22,994	14.1	63.6	22.2	10.9
	10年	208,613	28,480	128,848	51,285	27,286	13.7	61.8	24.6	13.1
	15年	206,230	27,170	120,995	58,065	29,896	13.2	58.7	28.2	14.5
	20年	203,616	25,980	117,211	60,425	32,041	12.8	57.6	29.7	15.7
将来推計	25年	199,082	24,172	113,933	60,977	36,175	12.1	57.2	30.6	18.2
	30年	193,667	22,238	110,353	61,076	37,735	11.5	57.0	31.5	19.5
	35年	188,028	21,238	105,576	61,214	37,714	11.3	56.1	32.6	20.1
	40年	181,933	20,721	98,168	63,044	37,294	11.4	54.0	34.7	20.5

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

安来市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



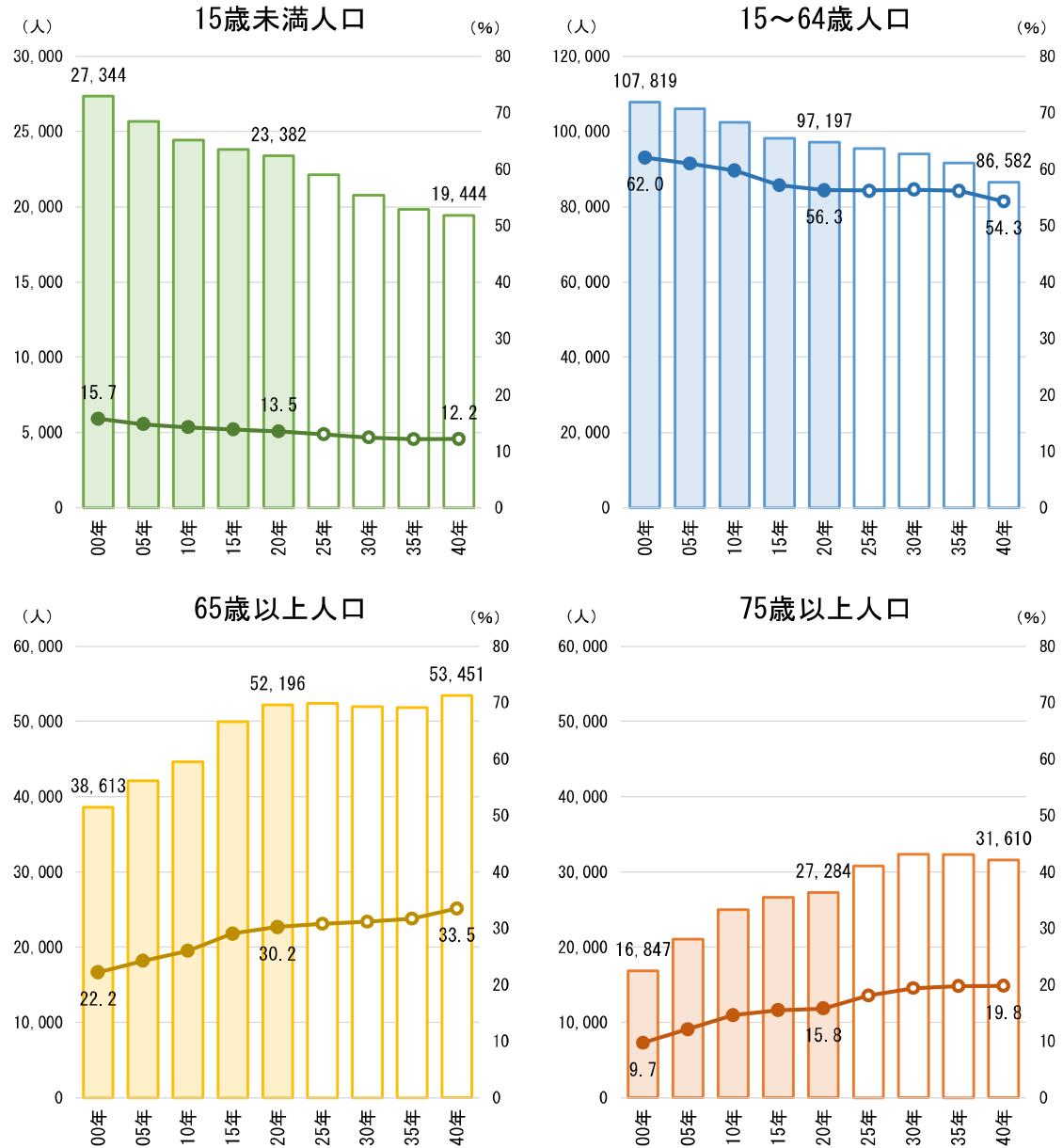
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	45,255	6,437	27,317	11,501	5,421	14.2	60.4	25.4
	05年	43,839	5,926	25,539	12,374	6,474	13.5	58.3	28.2
	10年	41,836	5,440	23,632	12,764	7,167	13.0	56.5	30.5
	15年	39,528	4,837	20,762	13,929	7,587	12.2	52.5	35.2
	20年	37,062	4,281	18,908	13,873	7,532	11.6	51.0	37.4
将来推計	25年	33,885	3,526	17,031	13,328	8,282	10.4	50.3	39.3
	30年	31,364	2,890	15,792	12,682	8,402	9.2	50.4	40.4
	35年	28,943	2,496	14,502	11,945	7,959	8.6	50.1	41.3
	40年	26,592	2,312	12,602	11,678	7,370	8.7	47.4	43.9

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

出雲市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



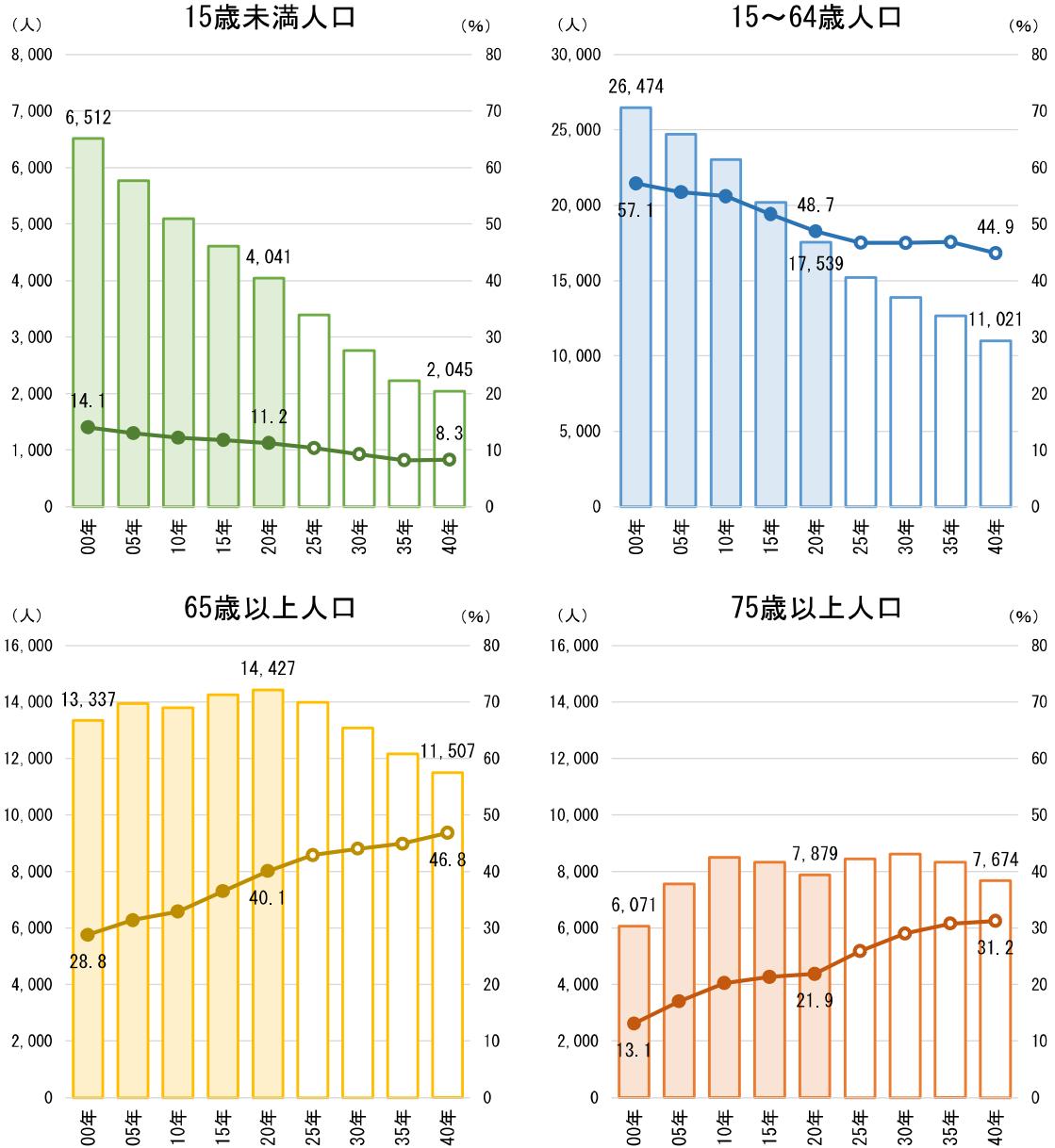
西暦	人口(人)				年齢別割合(%)			
	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	173,776	27,344	107,819	38,613	16,847	15.7	62.0
	05年	173,751	25,663	105,988	42,100	21,061	14.8	61.0
	10年	171,485	24,420	102,449	44,616	25,007	14.2	59.7
	15年	171,938	23,808	98,167	49,963	26,641	13.8	57.1
	20年	172,775	23,382	97,197	52,196	27,284	13.5	56.3
将来推計	25年	170,063	22,137	95,517	52,409	30,808	13.0	56.2
	30年	166,781	20,778	94,039	51,964	32,354	12.5	56.4
	35年	163,280	19,821	91,645	51,814	32,292	12.1	56.1
	40年	159,477	19,444	86,582	53,451	31,610	12.2	54.3

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で案分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

雲南市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合

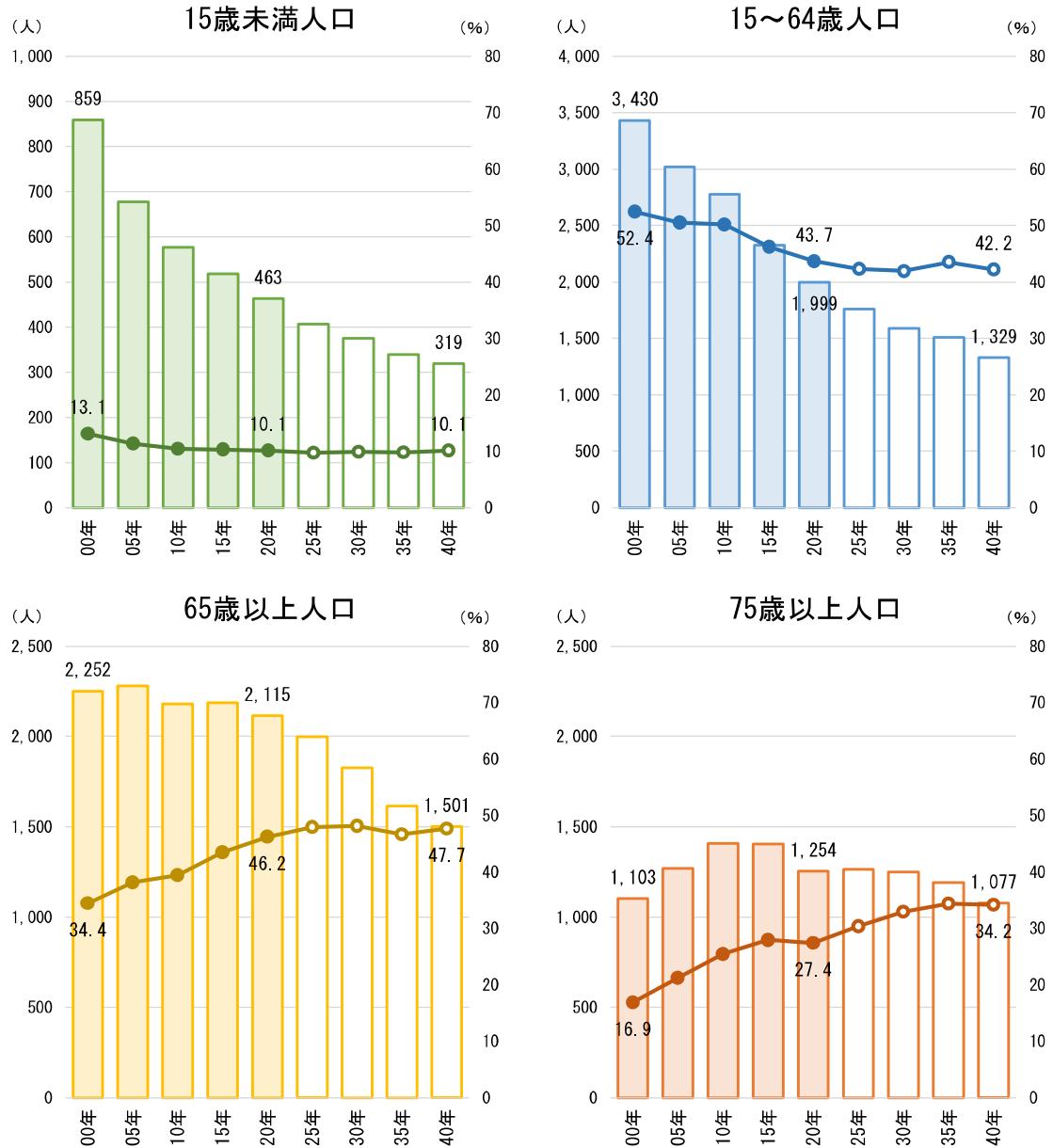


(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

飯南町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



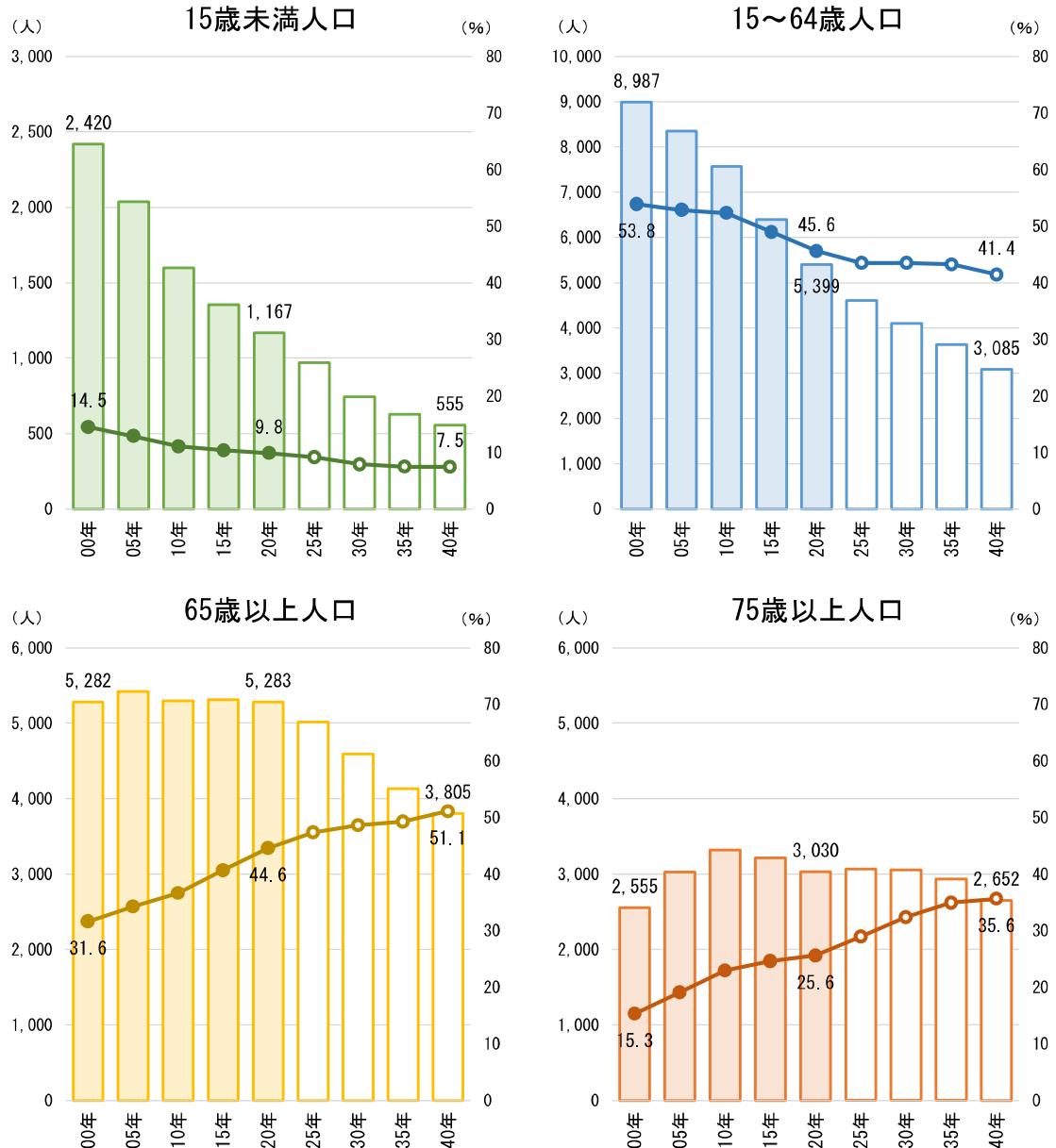
西暦		人口 (人)				年齢別割合 (%)			
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	6,541	859	3,430	2,252	1,103	13.1	52.4	34.4
	05年	5,979	678	3,020	2,281	1,269	11.3	50.5	38.2
	10年	5,534	577	2,777	2,180	1,408	10.4	50.2	39.4
	15年	5,031	518	2,326	2,187	1,405	10.3	46.2	27.9
	20年	4,577	463	1,999	2,115	1,254	10.1	43.7	27.4
将来推計	25年	4,166	406	1,763	1,997	1,265	9.7	42.3	30.4
	30年	3,791	375	1,591	1,825	1,250	9.9	42.0	33.0
	35年	3,463	340	1,507	1,616	1,191	9.8	43.5	34.4
	40年	3,149	319	1,329	1,501	1,077	10.1	42.2	34.2

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

奥出雲町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合

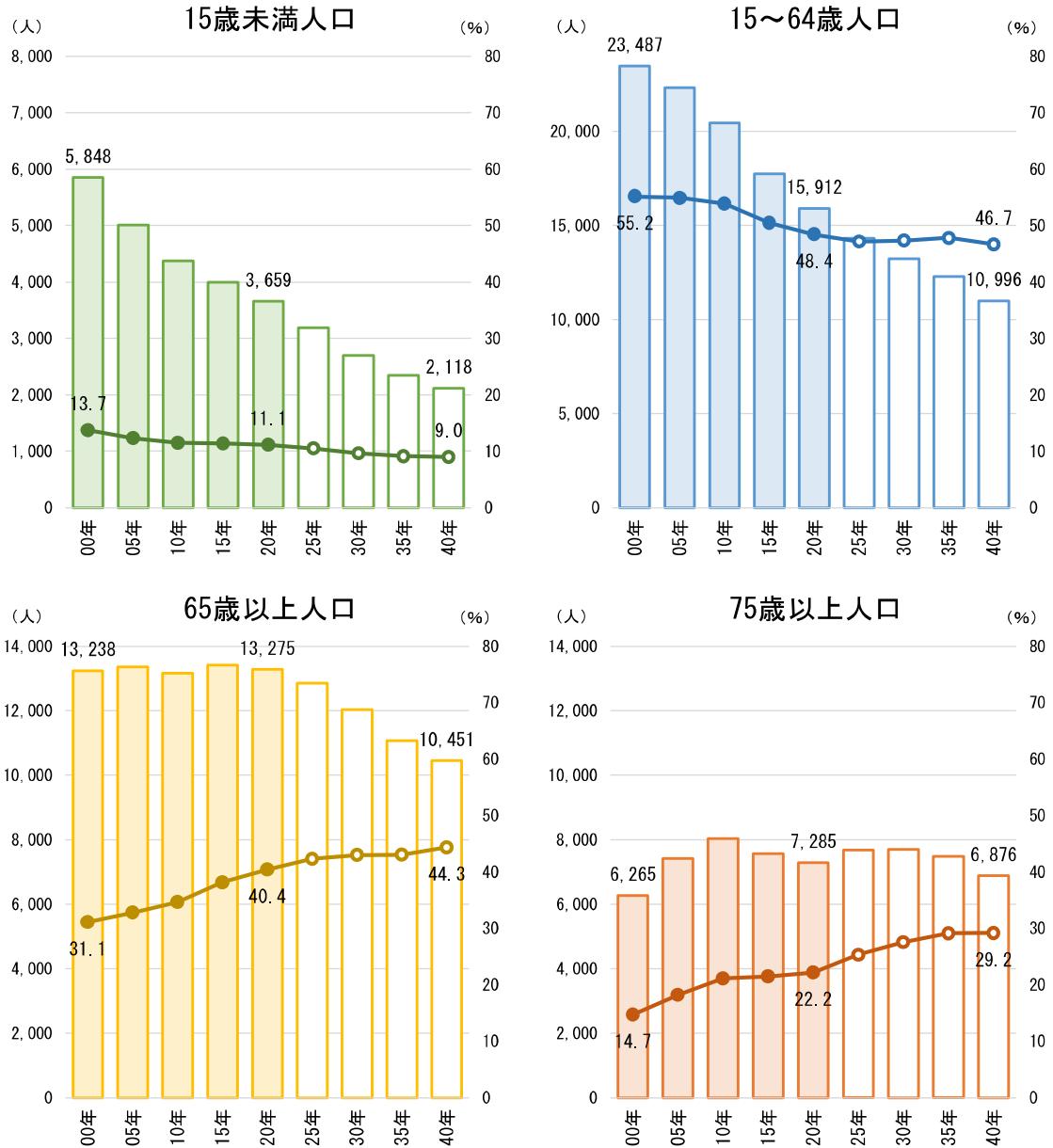


(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

大田市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



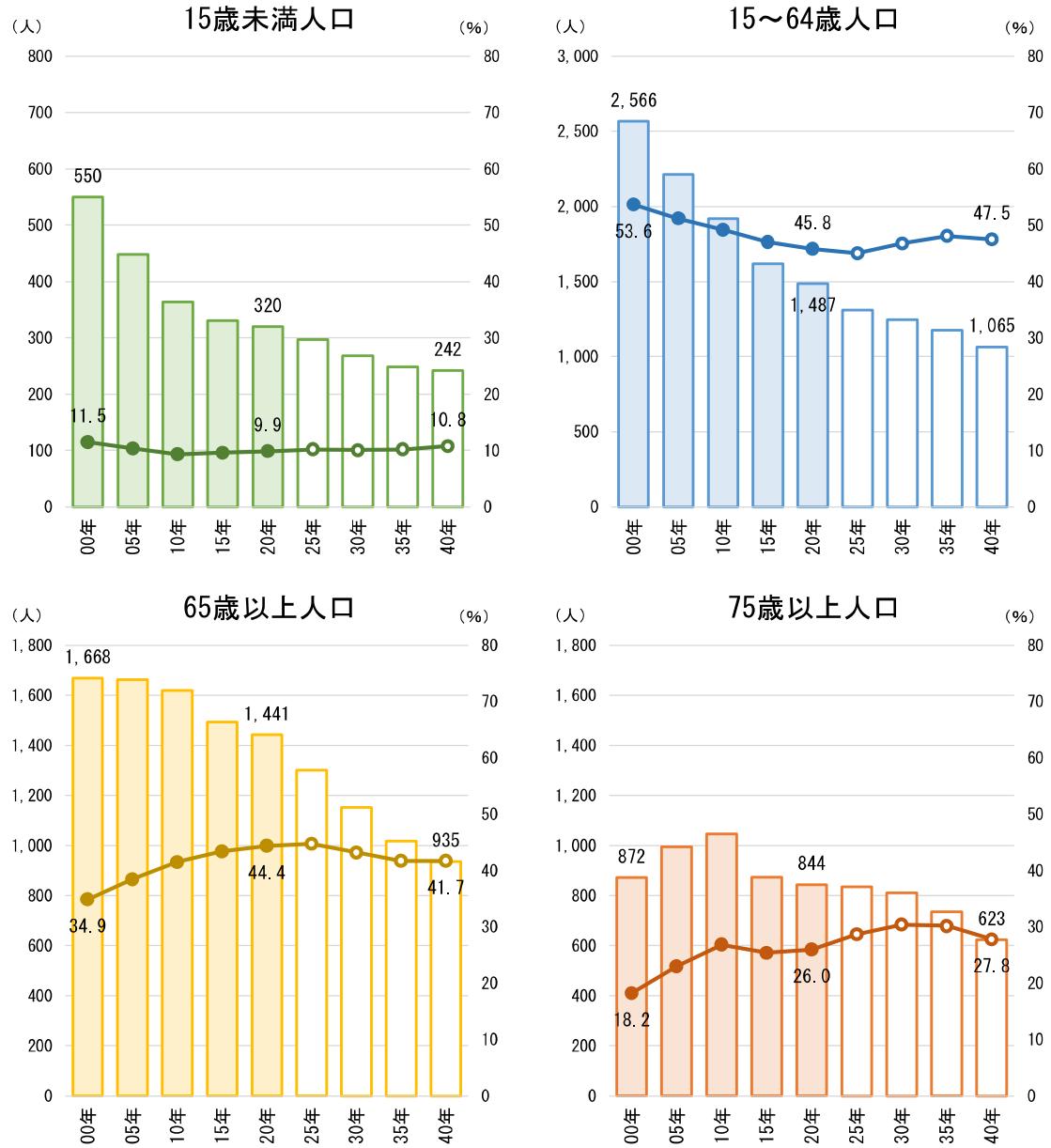
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	42,573	5,848	23,487	13,238	6,265	13.7	55.2	31.1
	05年	40,703	5,009	22,337	13,357	7,418	12.3	54.9	32.8
	10年	37,996	4,373	20,459	13,164	8,033	11.5	53.8	21.1
	15年	35,166	4,001	17,748	13,417	7,561	11.4	50.5	21.5
	20年	32,846	3,659	15,912	13,275	7,285	11.1	48.4	22.2
将来推計	25年	30,362	3,192	14,319	12,851	7,685	10.5	47.2	25.3
	30年	27,977	2,705	13,243	12,029	7,701	9.7	47.3	27.5
	35年	25,702	2,348	12,287	11,067	7,489	9.1	47.8	29.1
	40年	23,565	2,118	10,996	10,451	6,876	9.0	46.7	29.2

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

川本町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



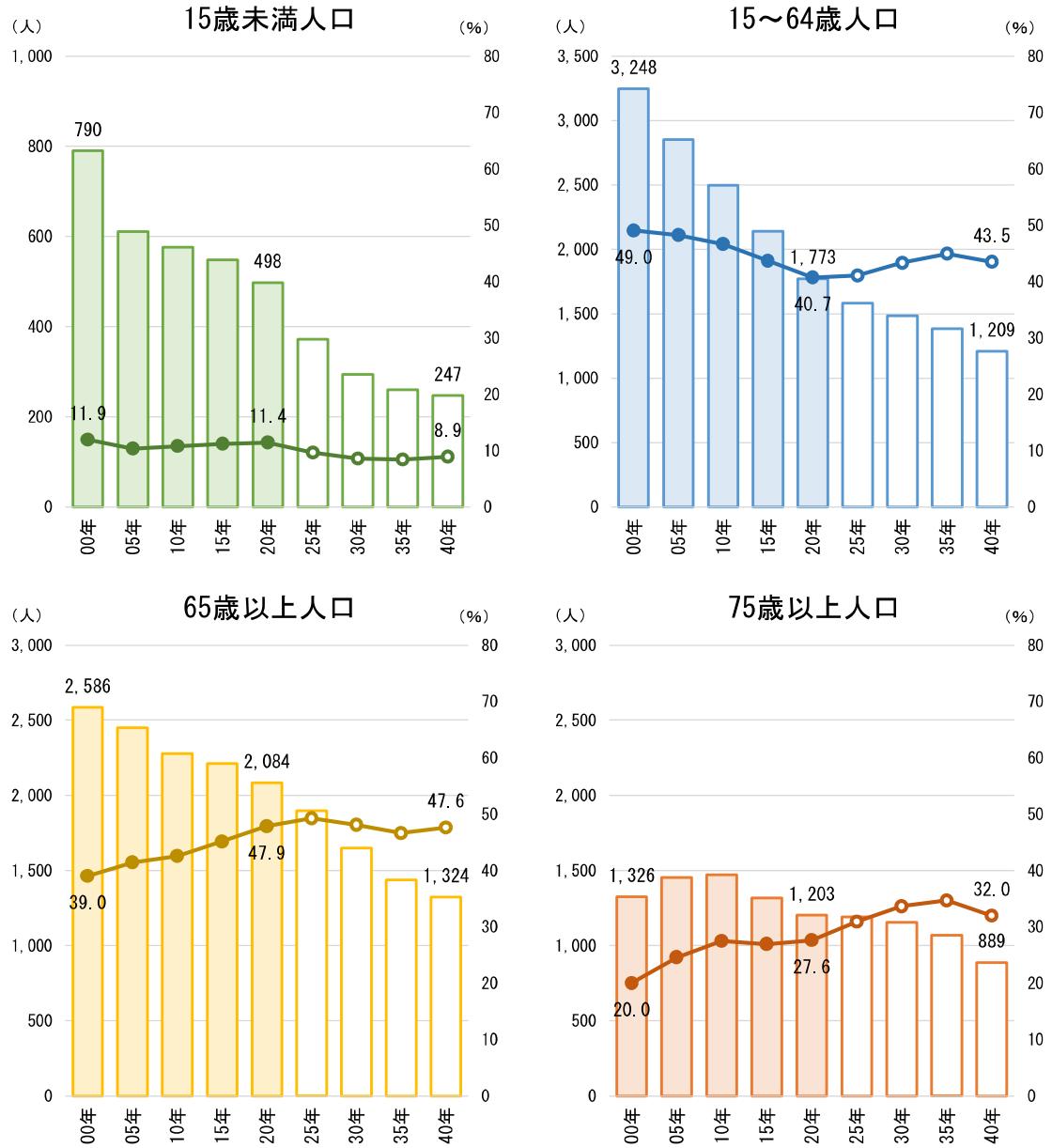
西暦	人口(人)				年齢別割合(%)			
	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	4,784	550	2,566	1,668	872	11.5	53.6
	05年	4,324	448	2,213	1,663	994	10.4	51.2
	10年	3,900	364	1,918	1,618	1,046	9.3	49.2
	15年	3,442	331	1,618	1,493	873	9.6	47.0
	20年	3,248	320	1,487	1,441	844	9.9	45.8
将来推計	25年	2,908	297	1,310	1,301	834	10.2	45.0
	30年	2,667	268	1,247	1,152	811	10.0	46.8
	35年	2,441	249	1,174	1,018	736	10.2	48.1
	40年	2,242	242	1,065	935	623	10.8	41.7

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

美郷町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



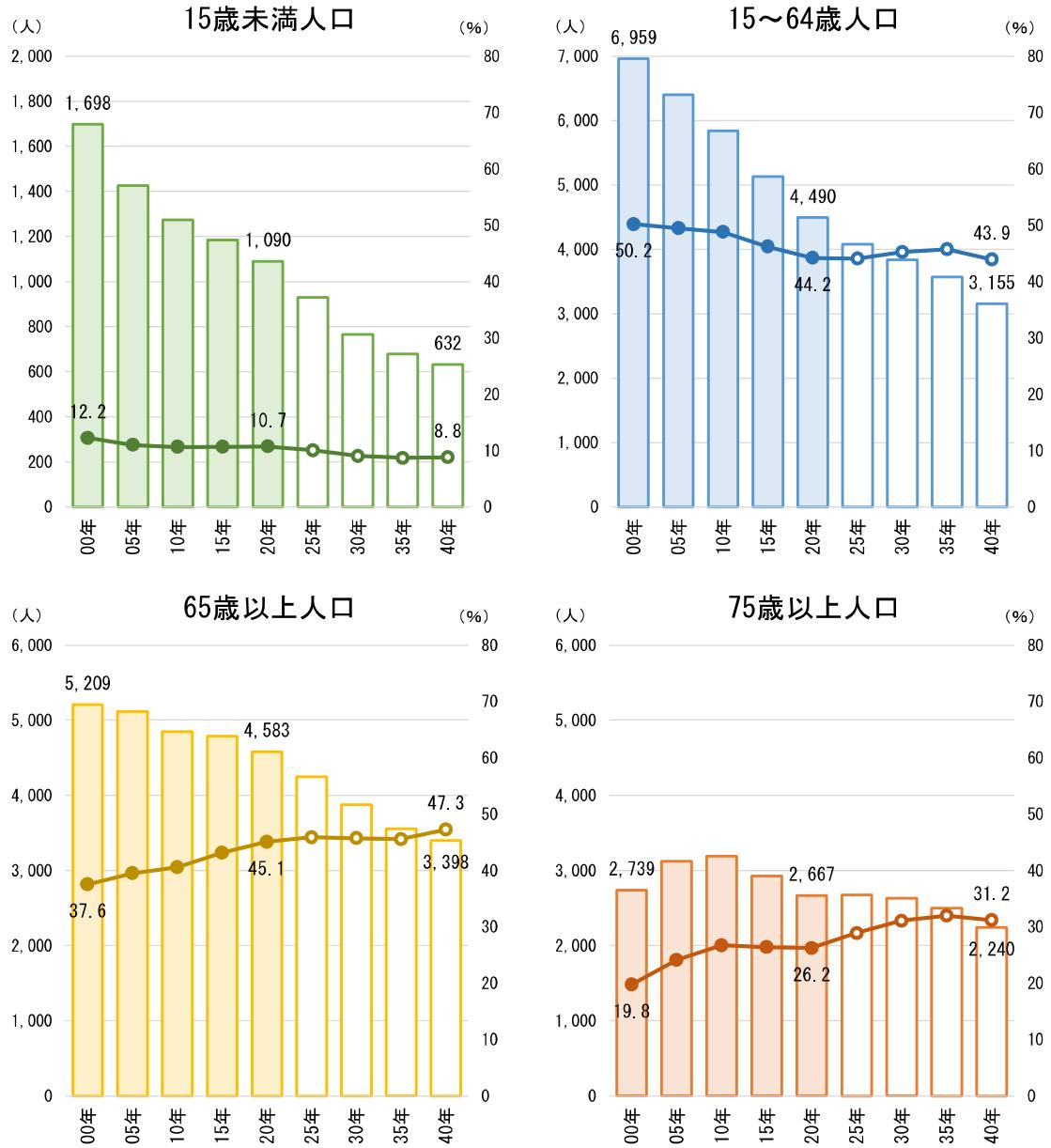
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	6,624	790	3,248	2,586	1,326	11.9	49.0	39.0
	05年	5,911	611	2,851	2,449	1,454	10.3	48.2	41.4
	10年	5,351	577	2,496	2,278	1,471	10.8	46.6	42.6
	15年	4,900	548	2,140	2,212	1,319	11.2	43.7	45.1
	20年	4,355	498	1,773	2,084	1,203	11.4	40.7	47.9
将来推計	25年	3,854	372	1,583	1,899	1,192	9.7	41.1	49.3
	30年	3,430	294	1,486	1,650	1,155	8.6	43.3	48.1
	35年	3,083	260	1,385	1,438	1,069	8.4	44.9	46.6
	40年	2,780	247	1,209	1,324	889	8.9	43.5	47.6

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

邑南町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



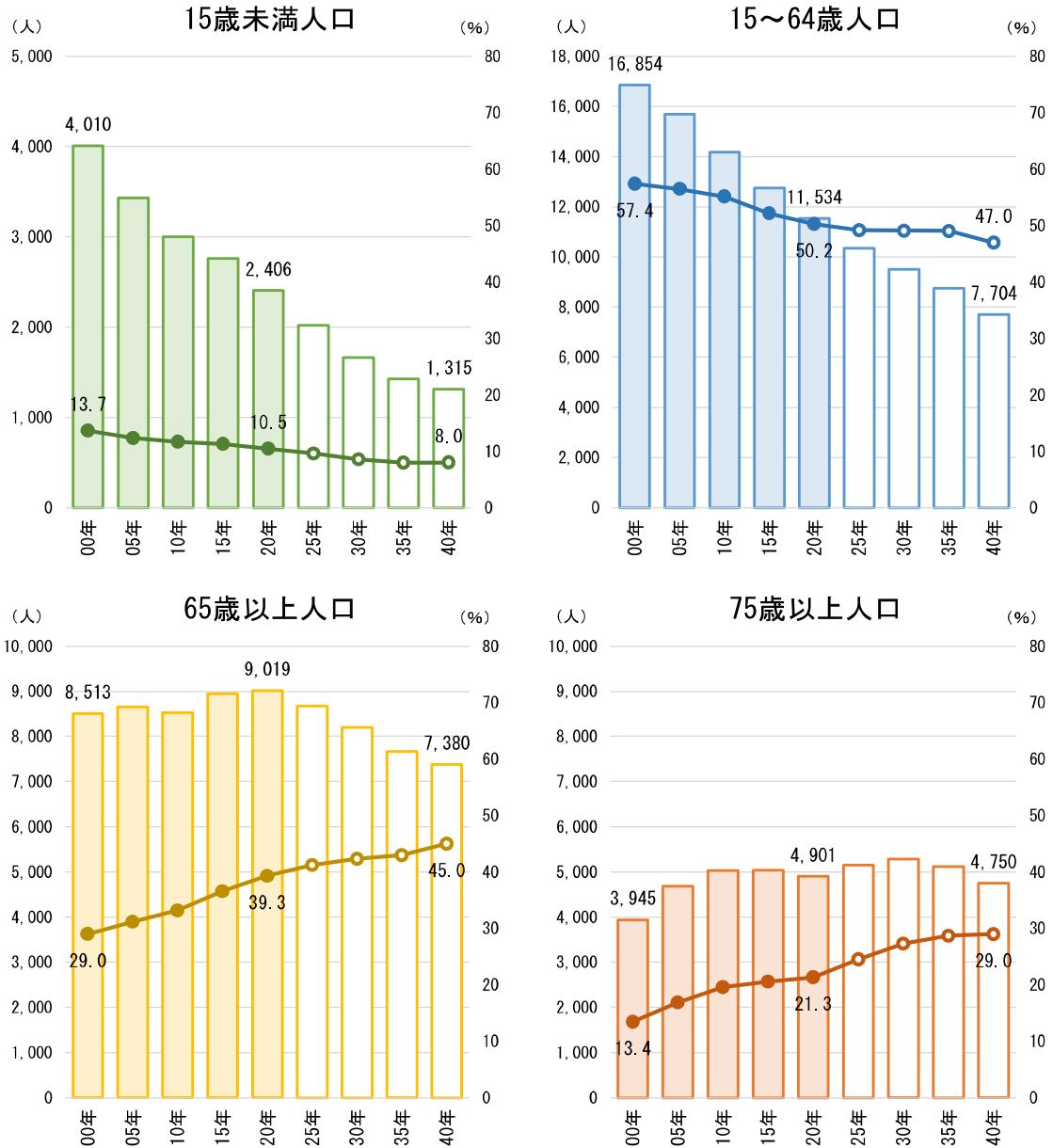
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	13,866	1,698	6,959	5,209	12.2	50.2	37.6	19.8
	05年	12,944	1,425	6,402	5,117	11.0	49.5	39.5	24.1
	10年	11,959	1,273	5,836	4,850	10.6	48.8	40.6	26.7
	15年	11,101	1,184	5,129	4,788	10.7	46.2	43.1	26.4
	20年	10,163	1,090	4,490	4,583	10.7	44.2	45.1	26.2
将来推計	25年	9,259	929	4,080	4,250	10.0	44.1	45.9	28.9
	30年	8,479	766	3,836	3,877	9.0	45.2	45.7	31.1
	35年	7,808	679	3,571	3,558	8.7	45.7	45.6	32.0
	40年	7,185	632	3,155	3,398	8.8	43.9	47.3	31.2

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

江津市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



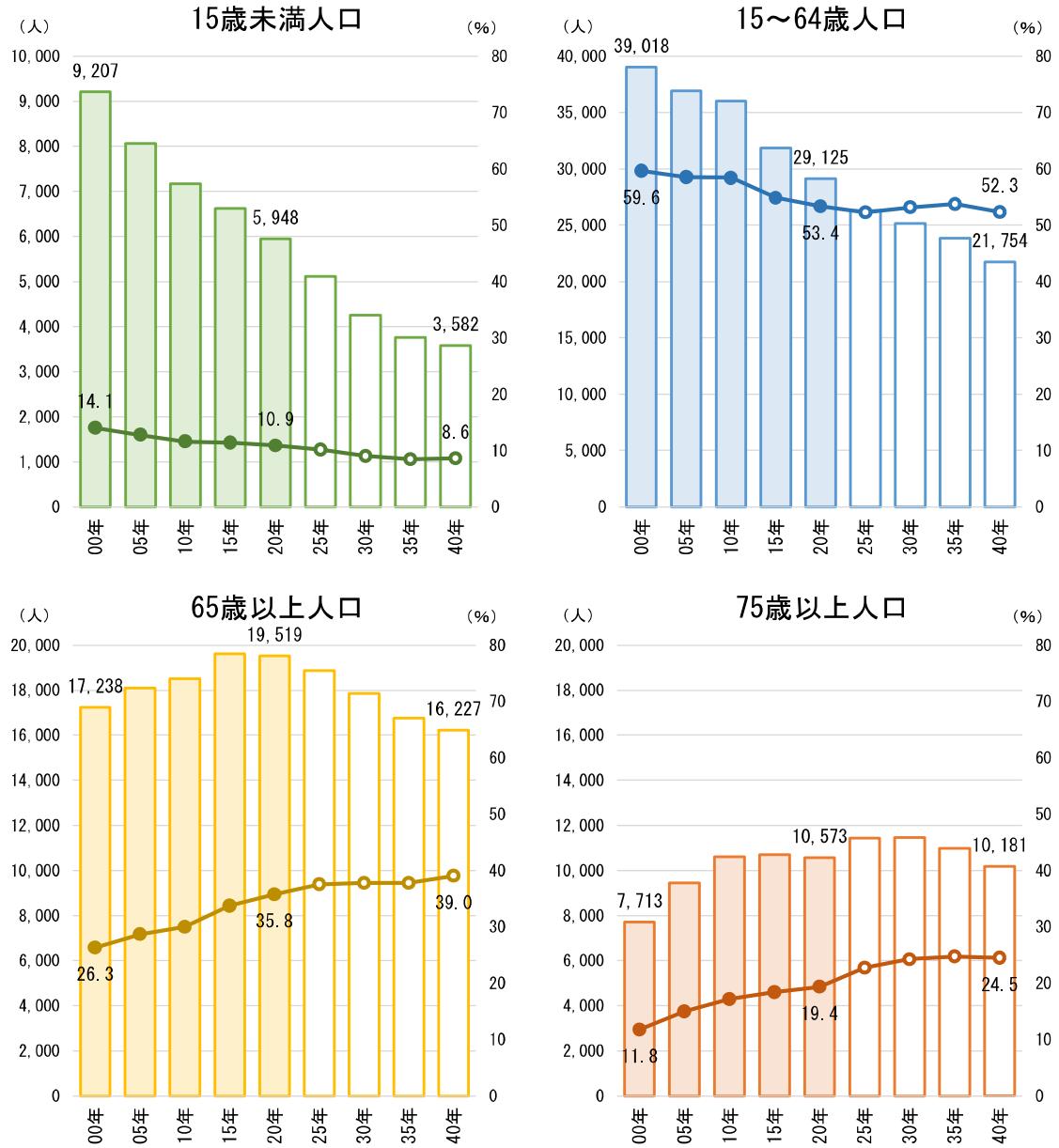
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	29,377	4,010	16,854	8,513	3,945	13.7	57.4	29.0
	05年	27,774	3,429	15,690	8,655	4,685	12.3	56.5	31.2
	10年	25,697	3,001	14,168	8,528	5,031	11.7	55.1	33.2
	15年	24,468	2,762	12,756	8,950	5,032	11.3	52.1	36.6
	20年	22,959	2,406	11,534	9,019	4,901	10.5	50.2	39.3
将来推計	25年	21,035	2,020	10,341	8,674	5,152	9.6	49.2	41.2
	30年	19,369	1,662	9,507	8,200	5,286	8.6	49.1	42.3
	35年	17,844	1,426	8,752	7,666	5,122	8.0	49.0	43.0
	40年	16,399	1,315	7,704	7,380	4,750	8.0	47.0	45.0

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で案分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

浜田市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



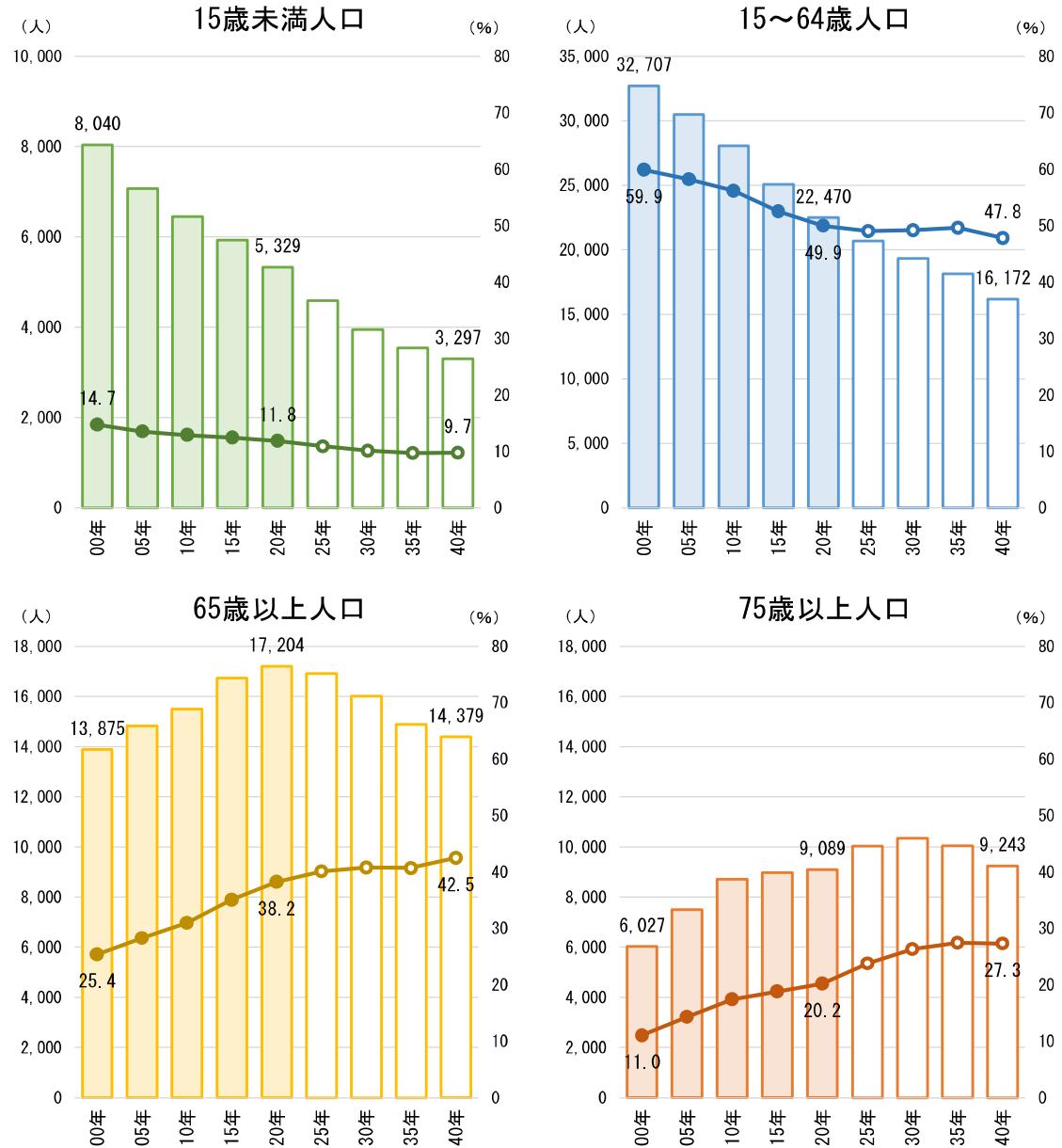
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	65,463	9,207	39,018	17,238	7,713	14.1	59.6	26.3
	05年	63,046	8,063	36,899	18,084	9,447	12.8	58.5	28.7
	10年	61,713	7,164	36,046	18,503	10,601	11.6	58.4	30.0
	15年	58,105	6,625	31,871	19,609	10,706	11.4	54.9	33.7
	20年	54,592	5,948	29,125	19,519	10,573	10.9	53.4	35.8
将来推計	25年	50,270	5,111	26,280	18,879	11,434	10.2	52.3	37.6
	30年	47,244	4,260	25,131	17,853	11,459	9.0	53.2	37.8
	35年	44,360	3,755	23,840	16,765	10,983	8.5	53.7	37.8
	40年	41,563	3,582	21,754	16,227	10,181	8.6	52.3	39.0

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

益田市

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



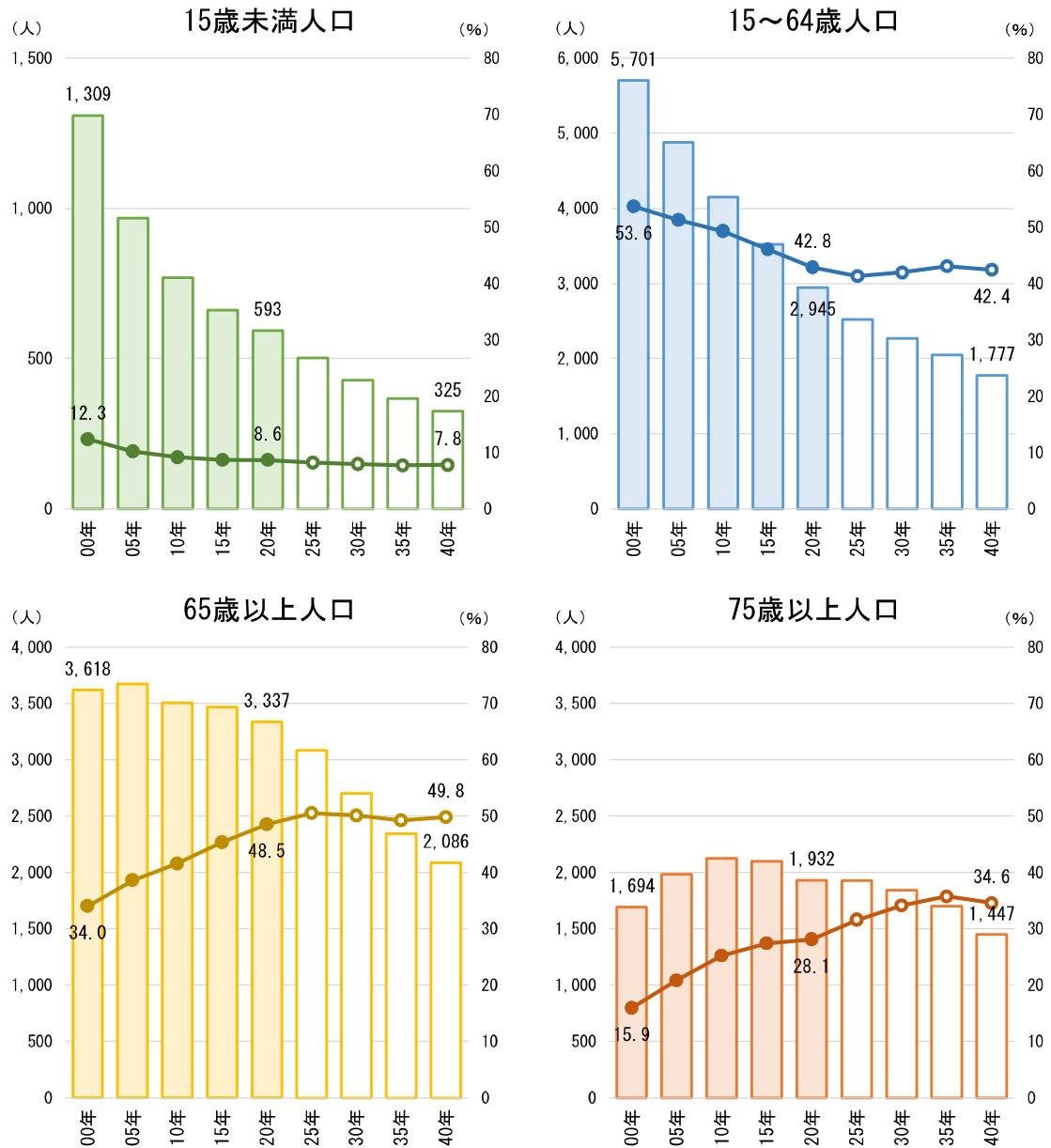
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	54,622	8,040	32,707	13,875	6,027	14.7	59.9	25.4
	05年	52,368	7,073	30,471	14,824	7,490	13.5	58.2	28.3
	10年	50,015	6,449	28,080	15,486	8,717	12.9	56.1	31.0
	15年	47,718	5,933	25,051	16,734	8,986	12.4	52.5	35.1
	20年	45,003	5,329	22,470	17,204	9,089	11.8	49.9	38.2
将来推計	25年	42,163	4,587	20,669	16,907	10,034	10.9	49.0	40.1
	30年	39,285	3,955	19,319	16,011	10,344	10.1	49.2	40.8
	35年	36,543	3,542	18,127	14,874	10,038	9.7	49.6	40.7
	40年	33,848	3,297	16,172	14,379	9,243	9.7	47.8	42.5

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で案分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

津和野町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



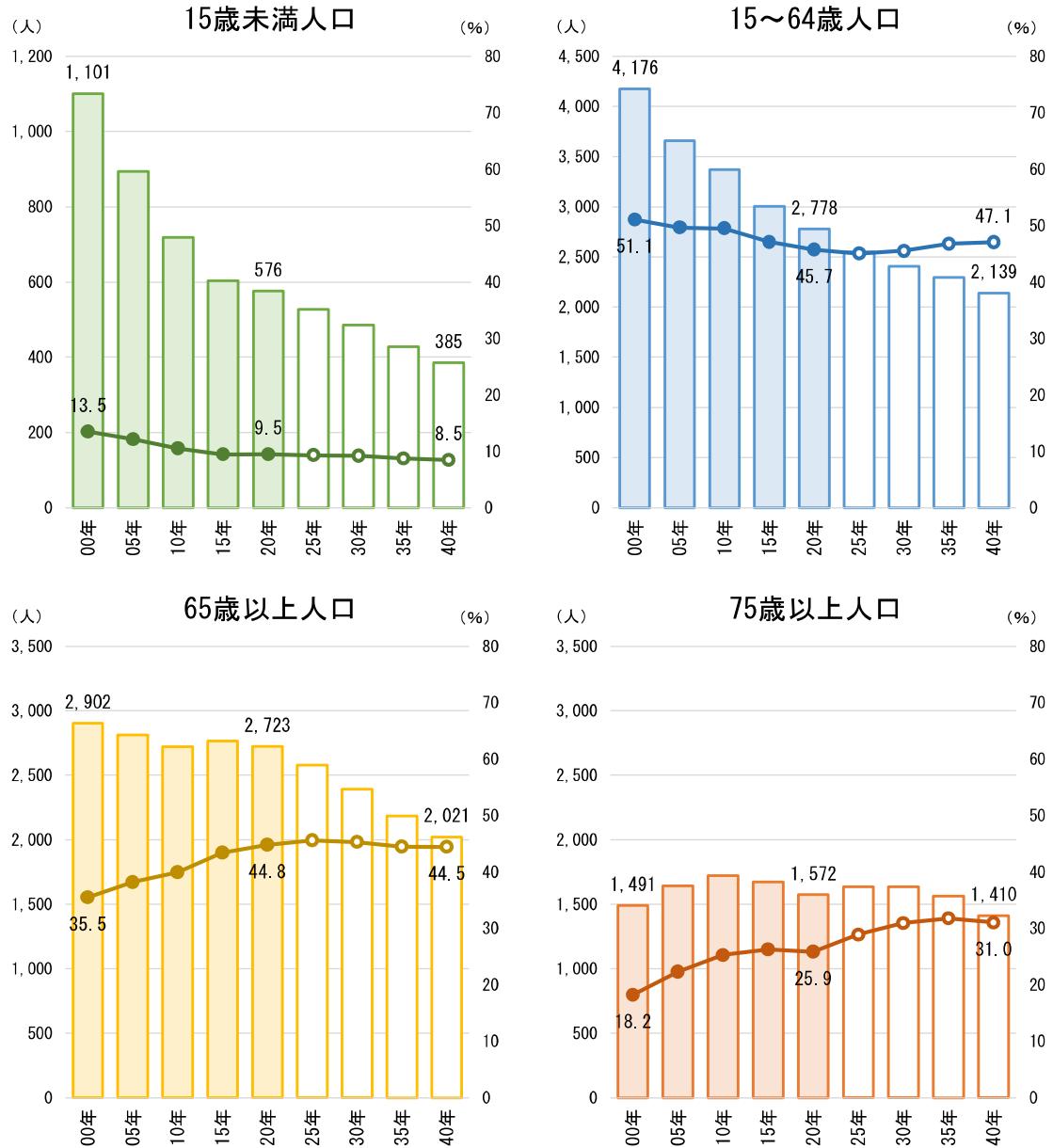
西暦	人口(人)				年齢別割合(%)			
	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	10,628	1,309	5,701	3,618	1,694	12.3	53.6
	05年	9,515	967	4,875	3,673	1,982	10.2	51.2
	10年	8,427	770	4,153	3,504	2,124	9.1	49.3
	15年	7,653	662	3,522	3,469	2,097	8.7	46.0
	20年	6,875	593	2,945	3,337	1,932	8.6	42.8
将来推計	25年	6,101	501	2,518	3,082	1,927	8.2	41.3
	30年	5,396	428	2,264	2,704	1,841	7.9	42.0
	35年	4,759	367	2,049	2,343	1,701	7.7	43.1
	40年	4,188	325	1,777	2,086	1,447	7.8	42.4

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

吉賀町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



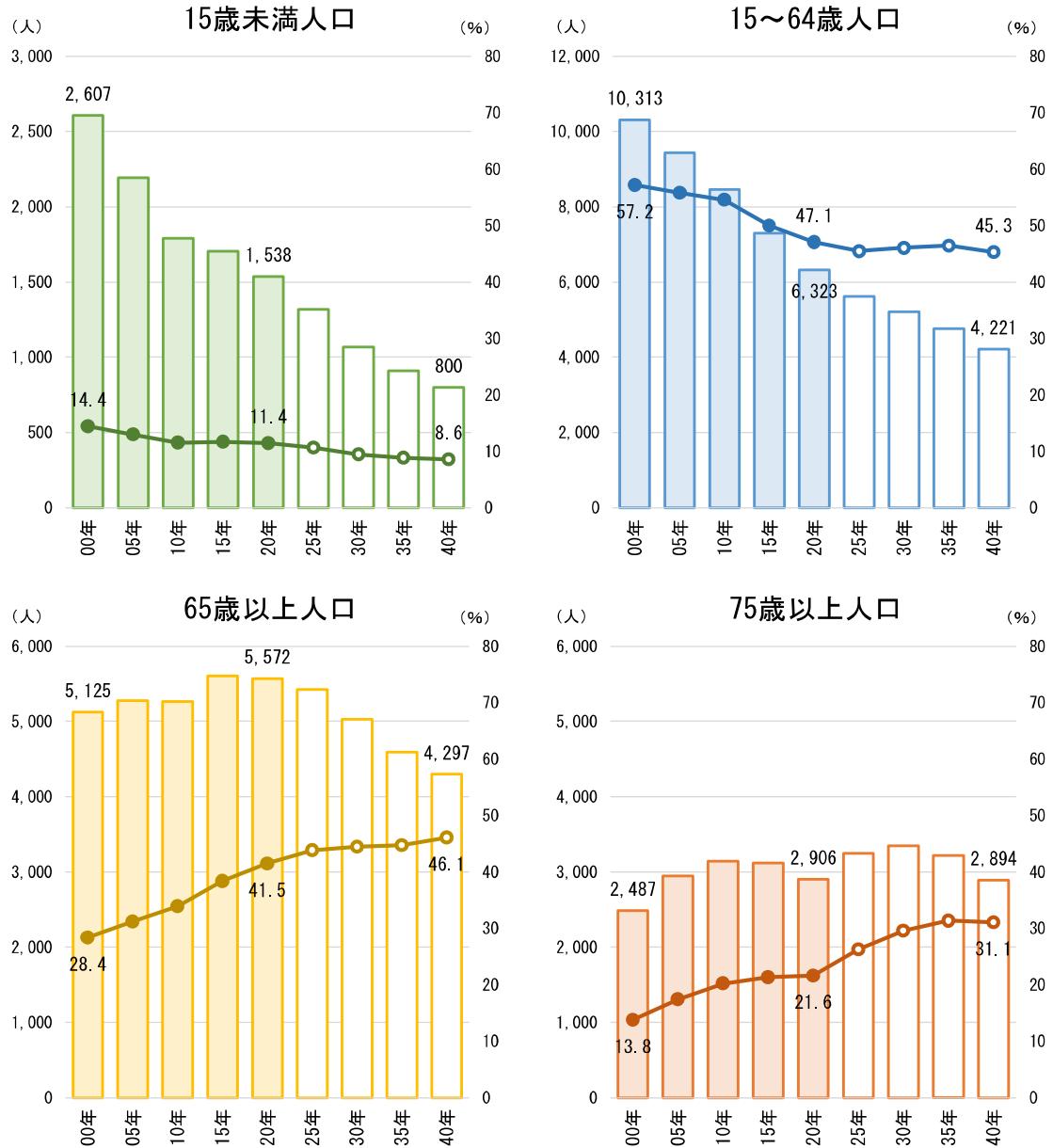
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	8,179	1,101	4,176	2,902	1,491	13.5	51.1	35.5
	05年	7,362	893	3,657	2,812	1,643	12.1	49.7	38.2
	10年	6,810	718	3,371	2,721	1,721	10.5	49.5	40.0
	15年	6,374	603	3,003	2,768	1,674	9.5	47.1	43.4
	20年	6,077	576	2,778	2,723	1,572	9.5	45.7	44.8
将来推計	25年	5,657	528	2,550	2,579	1,634	9.3	45.1	45.6
	30年	5,280	485	2,404	2,391	1,634	9.2	45.5	45.3
	35年	4,907	428	2,295	2,184	1,561	8.7	46.8	44.5
	40年	4,545	385	2,139	2,021	1,410	8.5	47.1	44.5

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

隠岐の島町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



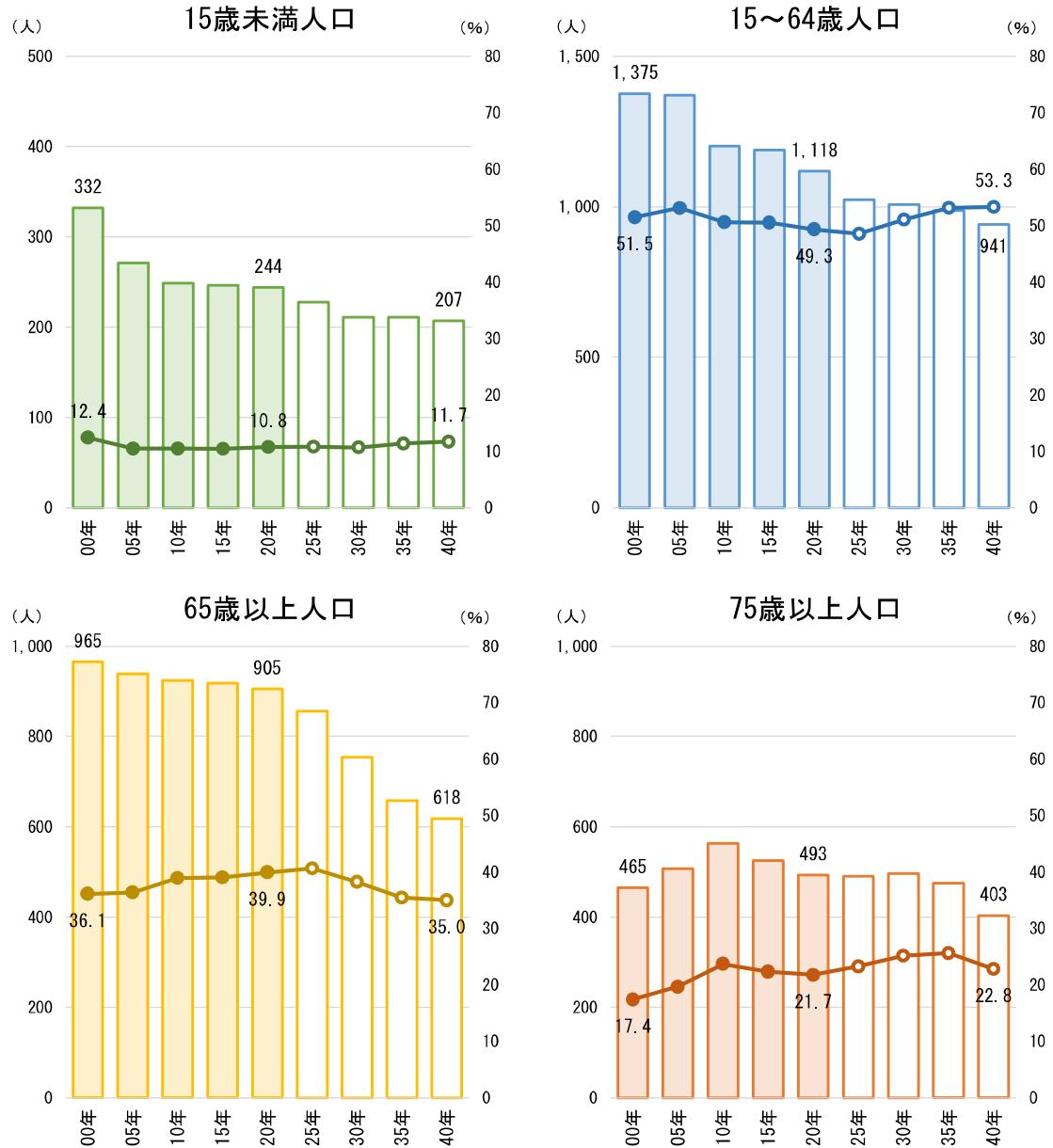
西暦		人口(人)				年齢別割合(%)			
		15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	18,045	2,607	10,313	5,125	2,487	14.4	57.2	28.4
	05年	16,904	2,192	9,435	5,277	2,944	13.0	55.8	31.2
	10年	15,521	1,790	8,468	5,263	3,141	11.5	54.6	20.2
	15年	14,608	1,705	7,299	5,604	3,120	11.7	50.0	38.4
	20年	13,433	1,538	6,323	5,572	2,906	11.4	47.1	21.6
将来推計	25年	12,367	1,319	5,623	5,425	3,248	10.7	45.5	26.3
	30年	11,303	1,069	5,206	5,028	3,346	9.5	46.1	29.6
	35年	10,270	909	4,769	4,592	3,221	8.9	46.4	31.4
	40年	9,318	800	4,221	4,297	2,894	8.6	45.3	31.1

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

海士町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



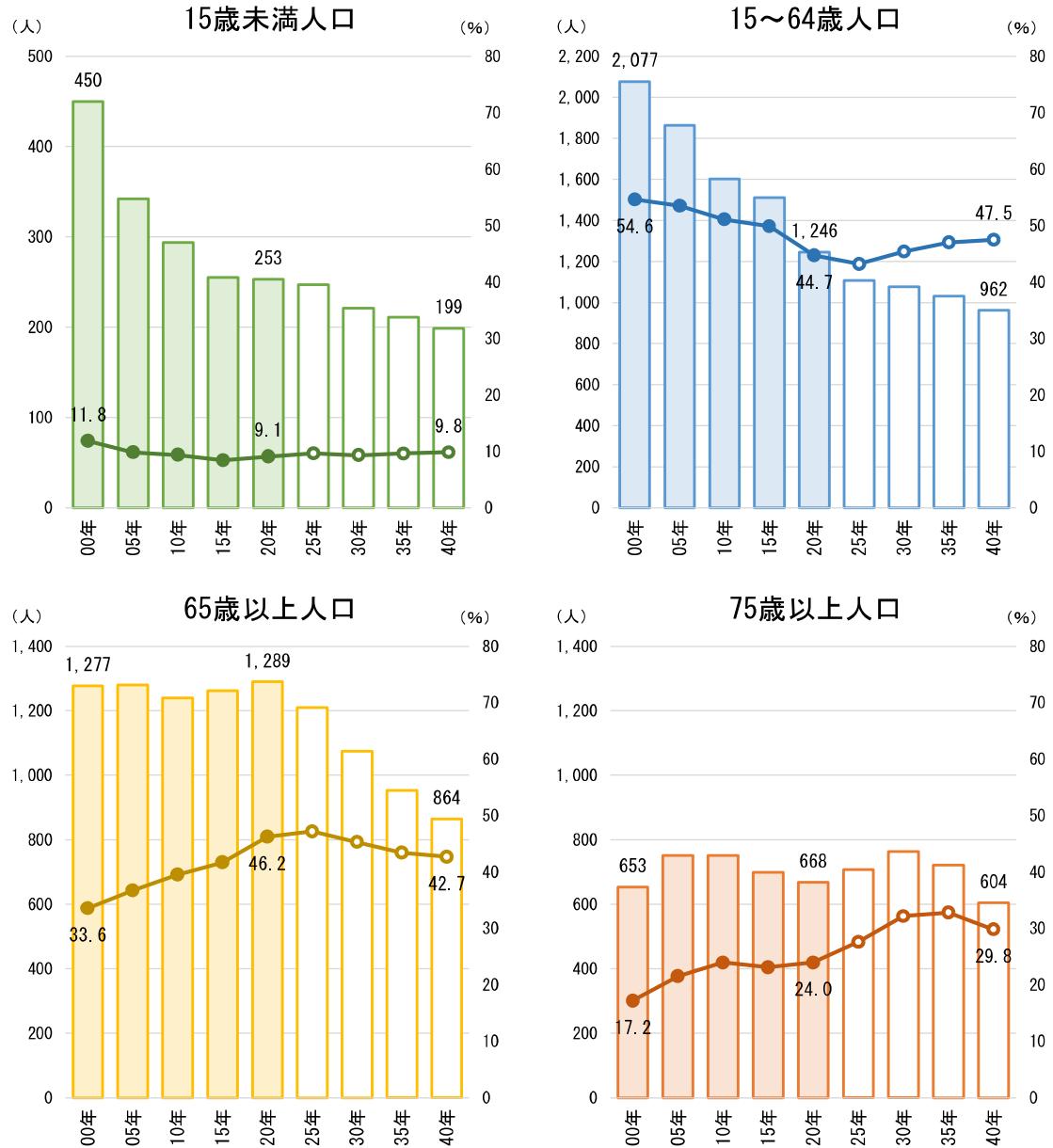
西暦	人口 (人)				年齢別割合 (%)			
	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15~64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	2,672	332	1,375	965	465	12.4	36.1
	05年	2,581	271	1,371	939	507	10.5	36.4
	10年	2,374	249	1,201	924	563	10.5	38.9
	15年	2,353	246	1,189	918	525	10.5	39.0
	20年	2,267	244	1,118	905	493	10.8	39.9
将来推計	25年	2,107	228	1,023	856	490	10.8	40.6
	30年	1,972	211	1,007	754	496	10.7	38.2
	35年	1,856	211	987	658	475	11.4	35.5
	40年	1,766	207	941	618	403	11.7	22.8

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

西ノ島町

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



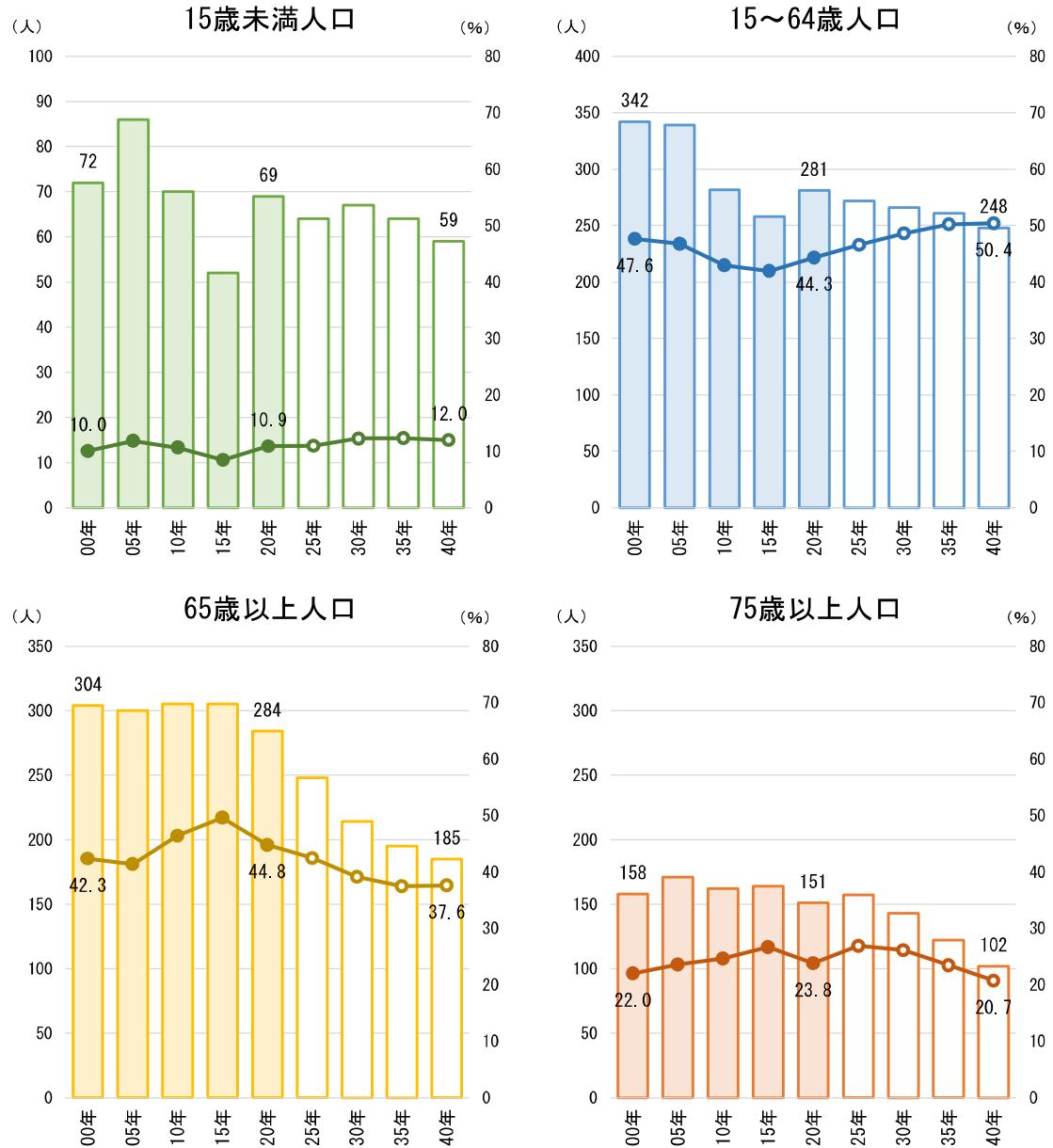
西暦		人口 (人)				年齢別割合 (%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	3,804	450	2,077	653	11.8	54.6	33.6	17.2
	05年	3,486	342	1,864	751	9.8	53.5	36.7	21.5
	10年	3,136	294	1,602	751	9.4	51.1	39.5	23.9
	15年	3,027	255	1,510	699	8.4	49.9	41.7	23.1
	20年	2,788	253	1,246	668	9.1	44.7	46.2	24.0
将来推計	25年	2,563	247	1,107	707	9.6	43.2	47.2	27.6
	30年	2,371	221	1,076	763	9.3	45.4	45.3	32.2
	35年	2,196	211	1,032	721	9.6	47.0	43.4	32.8
	40年	2,025	199	962	604	9.8	47.5	42.7	29.8

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

知夫村

※縦棒グラフは人口、折れ線グラフは年齢別割合



西暦		人口 (人)				年齢別割合 (%)			
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上	75歳以上
国勢調査	00年	718	72	342	304	158	10.0	47.6	42.3
	05年	725	86	339	300	171	11.9	46.8	41.4
	10年	657	70	282	305	162	10.7	42.9	46.4
	15年	615	52	258	305	164	8.5	42.0	49.6
	20年	634	69	281	284	151	10.9	44.3	44.8
将来推計	25年	584	64	272	248	157	11.0	46.6	42.5
	30年	547	67	266	214	143	12.2	48.6	39.1
	35年	520	64	261	195	122	12.3	50.2	37.5
	40年	492	59	248	185	102	12.0	50.4	37.6

(注) 国勢調査人口は、年齢不詳を年齢別割合で算分して年齢別人口を算出している。

将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計である。

小規模法人のネットワーク化による協働推進事業 進捗状況一覧 H30～R6

社協名	PF名	事業内容
出雲市社協	①地域貢献のための出雲市社会福祉法人連絡協議会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援体制整備に向けた、災害発生想定した行動訓練（悪天候により中止） ・災害時に備えた福祉支援体制づくりの研修会（参画法人からの発表あり） <p><介護人材確保・定着の環境整備事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットホーム独自のホームページ開設など
	②斐川地域社会福祉法人の地域貢献連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園での公開日に併せ相談会場拠点を開設し、在宅での子育てなどに不安がある保護者等の相談対応の実施 ・高齢者サロンを訪問し、相談対応等の実施 ・今後の相談拠点の拡充に向けた検討・整備 ・相談所の開設に関する情報、PF活動を周知する広報誌の作成、配布
益田市社協	益田市社会福祉法人連絡会	<p><協働事業></p> <p>『ふくし生活SOS相談所』を参画法人が運営する事業所等に開設し、受け付けた相談を適切に他の事業所や関係機関へつなぎ、連携し対応していく</p>
安来市社協	安来市社会福祉法人連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域共生社会の仕組みづくりに向けた、役職員の意識共有と地域住民への啓発を目的とした公開講座を開催した。 ・地域課題把握のためのアンケート調査検討会に法人連絡会として参画
		<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育格差を是正し貧困格差の連鎖を断ち切る「子どもの学習支援事業」の試行的な実施を計画している。市内退職教員有志の協力を得るとともに、教育委員会、学校等との連携を図る。参画法人の相談員を補助スタッフとして会場に配置し、学習支援だけでなく困りごとや心配ごとなどの相談へも対応し、参加児童の精神的なサポートも行うことができる環境を整える。（令和元年度12月から15回実施）
		<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民研修会の開催 ・「災害時等における法人間相互応援体制等検討作業部会」の設置 <p><人材確保・定着事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開講演会の開催
雲南市社協	雲南市社会福祉法人連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・『身近でなんでも相談窓口ネットワーク』を参画法人が運営する事業所等に開設し、住民らの困りごとの情報を共有し、適切な相談窓口を紹介し合う仕組みを形成した。 <p><介護人材確保・定着の環境整備事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・『女性のキャリアとライフスタイルを応援する』合同研修会の開催し、社会福祉法人から女性の活躍社会を推進した。 ・参画法人の人材定着・確保のため、福祉の魅力や第一線で活躍する職員の様子などを紹介、法人連絡会の内容周知などを図った。 ・雲南市内の高校に対し、福祉・介護の魅力を発信した。
		<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ①各法人が所有する送迎車両・事務車両等にドライブレコーダーを設置し、送迎等の業務ルート上の状況を録画し地域の防犯力向上に貢献する。（警察署と協定締結） ②ドライブレコーダー搭載車に防犯ステッカーを貼付ける等、雲南警察署と連携した積極的な広報活動を行う。
江津市社協	江津市社会福祉法人連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた法人連携による支援体制づくり ・発災時に同センターの運営が円滑なものとなるよう、法人連絡会を活用した運営支援体制を構築する。 ・災害ボランティアに関する市民参加型の研修会を開催し、発災時のセンター運営への協力意識醸成を進める。（新型コロナの影響により直前に中止） <p><人材確保・定着事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○参画法人紹介パンフレットの作成・配布 ・各法人の安定的な運営を実現するため、福祉の魅力や職員の様子などを紹介する参画法人紹介パンフレットを作成し、市内の学校や市民等へ配布する。
美郷町社協	美郷町社会福祉法人等連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の仕組みづくり検討と担い手となる次世代リーダー研修 ・社会資源MAP作成と活用
		<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域継続計画(DOP)の作成 ・特別公開講座の実施
海士町社協	海士町社会福祉法人連携連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・海士の福祉みらい会議の実施 ・島内他法人、他施設見学会の実施
浜田市社協	浜田市社会福祉法人ネットワーク連絡会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「福祉よつば相談窓口」の設置
邑南町社協	邑南町社会福祉法人・医療法人連絡協議会	<p><協働事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○移動支援などの地域課題解決に向けた情報共有 ○地域の実情に合った、地域貢献事業や法人連携の創造的先進地域への視察を行う。 <p><人材確保・定着事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材育成のための研修教材の企画、作成、協働での実践

令和7年度 地域福祉の持続に向けた連携・協働セミナー

1

持続可能な「終の棲家」をつくる

～2つの特別養護老人ホームの事業統合～

飯南町社会福祉協議会 事務局長 景山 知充

飯南町の紹介

- ・人口 4,505人／高齢化率 45.9%【R5.7.1現在】
(合併時人口 6,265人／高齢化率 37.4%)
- ・世帯 2,016戸
- ・人口密度 18.5人/km²
- ・面積 242.88km²
東西32km 南北32km

平成17年1月1日 頓原町と赤来町が合併し誕生

島根県中南部にあり、広島県との県境、
中国山地の脊梁部に位置

周囲を千メートル級の山々に囲まれ、
平坦地の標高が450メートルの
県下でも代表的な高原地帯

面積の約90%を
山林・原野が占めている



飯南町といえば…



特産品

奥出雲和牛

肉質日本一に輝いた「奥出雲和牛」



りんご

赤来高原観光りんご園で栽培される
完熟りんご



飯南米

清らかな水と、昼夜の寒暖差により
つくられるおいしいお米



赤名酒造

厳しい冬の寒さの中で仕込む
香り高い日本酒



飯南町観光

日本一の大しめ縄

出雲大社へ平成30年に奉納
常陸の国出雲大社へ令和4年に奉納



赤来観光りんご園

毎年9月上旬から10月上旬までりんご狩りが楽しめます



森林セラピー

全国2基地目・西日本初の
「2つ星認定」



東三瓶フラワーバレー

春にはポピー、秋にはコスモスが咲き誇ります





田舎暮らしの本 「住みたい田舎」 ベストランクイング



子育て世代が住みたい田舎
6年連続 TOP3
(人口1万人未満のまち)

東部の方で、昔、広島市方面へ行かれていた方、懐かしくないですか(笑)



飯南町の介護サービス（障がいサービス除く）

○社会福祉法人 友愛会

- ・特別養護老人ホーム 愛寿園（入所 80床 短期 9床）
- ・地域密着型通所介護（定員 18名）
- ・ 養護老人ホーム 琴引の里（入所 78床）

○社会福祉法人 飯南町社会福祉協議会

- ・特別養護老人ホーム あかぎの里（入所 43床 短期 7床）
- ・地域密着型通所介護（定員 18名）
- ・ 訪問介護
- ・ 居宅介護支援

○NPO法人・・・令和6年10月事業廃止

- ・ グループホーム（1ユニット 9名）
- ・ 認知症対応型通所介護 3名

◎株式会社 森島建設

- ・デイサービスセンターまごのて（地域密着型通所介護 定員 18名）

◎有限会社 いおり

- ・小規模多機能型居宅介護事業所 庵（定員 29名）
- ・小規模多機能型居宅介護事業所 ブナの木（定員 28名）

◎株式会社 あゆみ

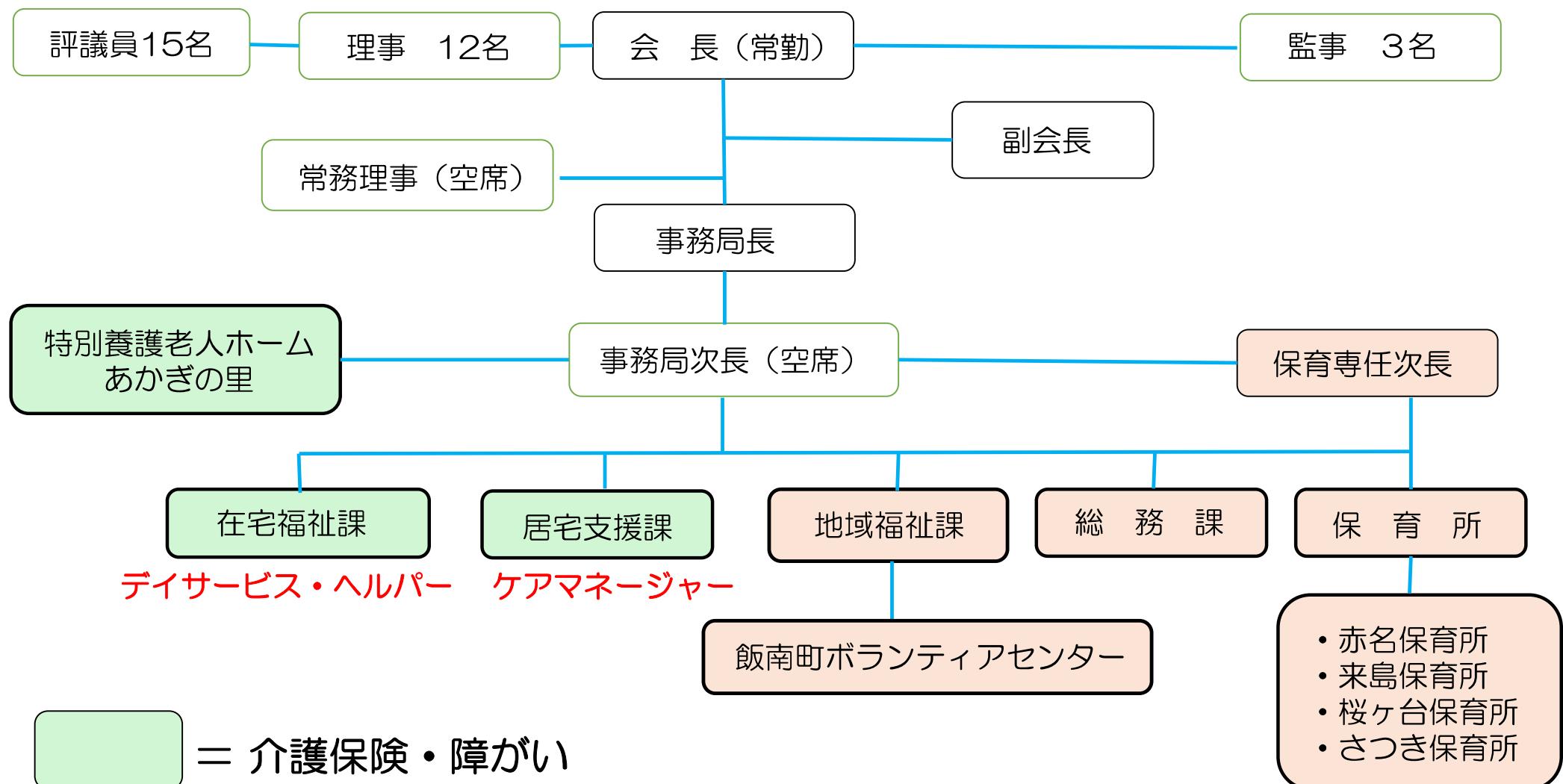
- ・小規模多機能ホーム あゆみの杜（定員 29名）
- ・グループホーム あゆみの杜（1ユニット 9名）
- ・居宅介護支援
- ・住宅型有料老人ホーム あゆみの家（定員 7名）

★飯南町直営

- ・訪問看護（訪問リハビリ含む）
- ・地域包括支援センター

飯南町社会福祉協議会 組織図

10



こんな取り組みもします

- 令和5年度より「特定技能実習生」を雇用（ミャンマーから）。現在3名。たぶん、島根県内の社協では初の試みかも。
- 令和6年度より、トリニティカレッジ出雲校の留学生2名を支援。



★ここからが、本番です！

・特別養護老人ホームの運営に必要な職種

施設長・生活相談員・**介護職員+看護職員（3：1）**・**介護支援専門員**・
管理栄養士・**調理員**（外注を除く）・事務員・夜間警備員・用務員等

～ 施設経営に山積する課題 ～

- ・**何はともあれ、人材不足。** 介護、看護は学生の選択肢に入りにくい時代に・・・賃金（民間の大幅なベア）、変則勤務、土日祝日勤務、賃金に見合わない責任等。専門学校にも影響が・・・（**介護福祉科、保育科の閉鎖も耳にするようになる**）。
- ・頑張ってくれている60代～にも限界がある。
- ・看護の場合、そもそも若い方（新卒等）は施設を選ばない（そして**OB狙いも難しい時代**に）。

- ・人口減少の加速、ただし**生産労働人口**の減少スピードに比べ、**後期高齢者**の減少は緩やかに進む
- ・離職は連鎖する（介護に限らない）・・・歯止めをかける労力
- ・売り手市場と転職が当たり前の時代（価値観の多様化）
- ・ケアマネの確保が難しいのに、受験のハードルを上げるわけのわからない政策と多すぎる更新研修の時間
- ・施設の老朽化による修繕・時代に合わせた投資（テクノロジー等）
- ・そもそも、**処遇改善加算が上がっても基本報酬が上がらなければ、法人は改善策が打ちづらい（「公定価格」への不満）**
- ・こうした状況から、我が町に「終の棲家」がなくなる現実的な懸念を抱き始めた

事業統合の協議に至った背景

14

- ・**介護職員の不足・有資格者の確保が難しくなり、町内2つの特別養護老人ホームは、お互いに「利用制限」せざるを得なくなった。**
- ・当然、**収支はマイナス**へ転換。以前は、訪問介護等の赤字部門を施設の収益で補っていたが、それもできず「**将来への積立金の取崩し**」で**補うこと**になる（しかし、積立金にも限りがある）。本会はそれまで「**訪問介護は、地域貢献**」との方針のもと、赤字でも事業を行ってきたが継続が極めて難しい状況へ転換（そもそも訪問系不採算地域+総合事業の導入も原因と考えられる）。
- ・人件費の検討もしたが、「**職員のモチベーション**」の低下し、離職に拍車がかかること、物価高騰、多くの民間企業のベアを考えると、人件費は下げられない。逆に上げる努力が必要。
- ・そして、コロナ・電気代、物価高騰が追い打ちをかける。
- ・何より、待機者やSS利用者・家族、在宅CMからの不満を聞くようになる（苦情）。また、医療機関にも影響が出ていた。

協議の始まり

15

- 令和4年2月 2法人による現状と情報交換（ネガティブな情報ばかり…）



- 令和4年8月 行政が介入 → ここが本当の起点

※当時の役場保健福祉課長は、元看護部長Cさん。医療・介護への熱量・知識が高い！入所系サービスの衰退が病院へ悪影響を及ぼすことももちろん承知。そして、県から派遣されていた当時の副町長Oさんは、西部の福祉事務所での勤務歴があり、へき地の福祉・介護状況をかなり把握されており、市部とは違うことを熟知。行政の理解により、協議が前向きとなつた。「三位一体での協議」が始まる。

～行政の動き～

事前に令和3年秋頃、町内全事業所の代表者等に町から個別に招集がかかり、人材の状況・将来の担い手・施設の老朽化、**今後の考え方**等ヒヤリングがあった。副町長・保健福祉課長で共有され、町執行部・議会でも問題意識を持っていただいた。特養が通常に機能していないことも課題として認識された。

その後・・・

- ①令和4年8月に、**両法人理事会へ副町長・保健福祉課長が出席**され状況の説明と協議を開始することについて、理解を求められた。
- ②行政サイドの調査（今後の人口推移、介護保険認定者の推移、各施設の職員数・年齢層、在宅サービスの状況、雲南圏域及び島根県内の施設設置状況等）
- ③毎月、行政・両法人の代表等で必要事項の協議。

◎主な協議内容

- ・特養が通常運営できないことでの他への影響を再確認。
- ・これまでの調査結果を鑑み、この町の終の棲家を維持するため、二つの特養を一つに集約すること。
- ・一つにする場合の運営主体は？（どちらかの法人か新法人設立か）。
- ・法人合併という話もでたが。一早く特養を整理する必要があった。

- ・在宅部門（両法人の通所介護）も協議に入れることに。
- ・職員の身分の取り扱い。
- ・施設建設（一方の特養はS59年開所。40年経過で老朽化）。
- ・建設財源の課題。平成一桁の時代は2分の1・4分の1ルールの国県補助や法人借入金の元金・元利補給金もあったがすでに廃止。
- ・県補助金は、基本ユニット型にしかつかない（改築の場合、県補助金は1床 2,700千円）

～ 結論は割と早かった ～

結論を出すのに長期化しなかった理由の一つとして、町長が早い段階で「特養一本化」「新特養の建設」「運営は社協」という3点を基本に協議を進めてほしいとの発言をされたことが大きい。

また、友愛会の理事会からも社協にお願いしたいとの正式な表明があった。これを社協の理事会に諮るが、当然賛否があった。「社協は大きくなりすぎ」、「これを機会に地域福祉のみにする考え方もできるんじゃないか」、「やるんならイニシアティブをとれ」、「財政的にどうなのか」と様々。

- ・数回の理事会を経て、三者会議へ「**新たな特養の運営主体**」を**社協**が**引き受けけるための要望書を提出**。そして、いきなり法人合併という道は選択せず、「**特養の事業統合**」「**新施設建設**」で協議が進んだ。

～要望書の概要～

- ①用地交渉・買収・造成は、行政の責任で。
- ②建設～竣工までは3者の協働で。
- ③事務を円滑に進めるため、行政に担当職員を。
- ④友愛会職員が円滑に社協へ身分を変えてくれるよう両者で協働。
- ⑤ユニット型に入れないと想定されるので、従来型居室も新施設に設置する方向へ。
- ⑥建設についても格別の財政支援を。
- ⑦町立飯南病院とのさらなる連携強化を。

- ・何とかここまで進んだが、いきなり 「議会」 から待ったがかかる

～議会の意見（概略）～

- 議会への説明不十分（行政の責任…？）
- 計画性の問題（計画化されてない）
- 新法人を立ち上げるべきでは
- 社協がすべきことなのか
- 社協は大きくなりすぎでは
- 財政の問題
- そもそも特養の必要性を議論していない



このことにより、第9期介護保険事業計画での建設は不可能となる。

- これを理事会で説明・・・想像つきますよね（紛糾）



- 町長室へ理事数名が出向く（協議？いえいえ、爆発です）
- その後、当面協議はストップ。会長と私の仕事は理事への理解を求める（矛を収めてもらうこと）。



- しかし行政はあきらめず「**高齢者福祉基本計画**」を策定することに。
 - ①コンサルタントの雇用
 - ②計画策定委員会の設置・・・住民代表、有識者、事業者代表等
 - ③専門部会の設置・・・介護事業の施設長級

※入所・在宅・予防サービス、生活習慣病予防等を総合的に進める「**飯南町の持続可能な福祉施策**」を検討。在宅生活を長く続けていただくことも視野に入れた計画づくり（リスタート）。

- ・令和6年3月 「飯南町高齢者福祉基本計画の方向性」完成
- ・令和6年4月～6月末までに行政から各関係機関に**説明・同意**
 - 説明された会議体

地域包括ケア推進局、議会総務厚生常任委員会、議会全員協議会、飯南町福祉施設協議会、友愛会理事会、社協理事会



「飯南町高齢者福祉基本計画の方向性」は、令和7年4月施行の
「第3次飯南町総合振興計画」へ盛り込まれることに。



社協、友愛会、そして行政で組織する**「介護事業統合協議会」**を組織した（両法人役員全員（委員）、行政（オブザーバー））。

～協議決定事項（概略）～

- ①愛寿園とあかぎの里は、事業を統合し、新施設を建設する。
※補助金上「愛寿園」の改築を「社協」が行うこと（県OK）
- ②新施設は、飯南病院に隣接した位置とする。
- ③新施設の運営主体は「社会福祉協議会」とする。
- ④両法人が行っている「地域密着型通所介護」も統合し、「通常型通所介護」を町の中心である来島地区で行う。
- ⑤この事業を円滑に行うため、次のとおり役割分担する。
 - 1) 社協は、島根県へ事前協議書等、必要な届け出を行う。このことについて、行政から職員の派遣を依頼する。
 - 2) 両法人及び行政において住民説明会を行う。
 - 3) 現入所者及び身元引受人に対する説明と同意は、両法人が各々責任を負う。

- 4) 設計に関しては、**現場の声を反映させるため両法人一般職員の参加による建設委員会**を立ち上げる（意識付け）。
- 5) 建設予定地は、行政において用地交渉、買収、整地を依頼する。**用地は「飯南町」の所有**としていただく。
- 6) 両法人とも財政がひっ迫していることから、絶大な**財政支援**をお願いする。
- 7) 資格職の確保が困難なことから、飯南病院の絶大な支援をお願いする。
- 8) 友愛会は、やむを終えない場合を除き、円滑に職員が社協へ移行されるよう説明と同意を行う。
- 9) 施設解体は、友愛会と行政が協議する。

こうした経過を踏まえ、令和7年3月31日に事業統合に向けた協定調印式を行った。

24



～現在の状況～

- ・令和7年4月1日から行政から担当職員の派遣を受けています。
そして、令和7年4月に「**住民説明会**」を行い、中旬に「**職員説明会**」、下旬には**島根県へ「事前協議書」**を提出しています。
- ・建設予定地も決まり、6月下旬には「**地元説明会**」を行い、理解を求めていきます。
- ・現場レベルの会も定期的に開催しており、ソフト、ハード両面での話し合いが少しずつ進んでいます。
- ・最終的に両施設合わせて、**現在の123床を協議検討を重ね、70床(+SS10床)までダウンさせることに。これには賛否がありますが、数十年先を考えるとこの数字で妥当だと判断しています。**
- ・本来、ユニット型個室しか補助金が付きませんが、「**従来型個室**」であれば補助対象になりそうです。**多床室は対象外**です。

～最後に皆さんに伝えしたいこと～

- ・建設資材も高騰しており、80床で概ね5年前と比較し約5億～6億円程度建設費が上がっている。今後の高騰に不安あり。
- ・建設予定地が「田」のため、**農地転用**（農業振興地域整備計画の変更申し出）**の許可には予想以上に時間がかかる。**
- ・詳細な財政計画のお話は本日はできませんが、経営ショミレーションも副町長と相談しながら時間をかけて行っています。
- ・移行してくる職員の労働条件もこのお話をしている頃には方向が定まってきていると思います。
- ・県庁へ何度も出向きました。その時、当時の高齢者福祉課長さんから**「先駆的な取り組み」**だと言われましたが、我々は心の中で**「やらないとつぶれるからやる」**と誰しもが思っていました（笑）

順調にいけば、令和9年秋に新施設が竣工する予定です。まだ道半ば、クリアしないといけない課題も多く残っています。

※私のモットー「変化を恐れていては衰退するだけ」、「前例踏襲の撤廃」、「穏和、礼儀、前進」・・・そんなことを職員に伝えながら、そして管理職は「泰然自若」の姿勢で取り組むことを伝え、負を後輩に残さないよう身の丈を考え取り組んでいます。

ご清聴ありがとうございました

